

議案第33号

教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めるについて

(教育総務課)

議案第 33 号

川越市公民館処務規程等の一部を改正する規程を定めることについて

て

1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

部分休業に係る専決権者を見直すため、次に掲げる規程の一部を改正したものです。

- (1) 川越市公民館処務規程
- (2) 川越市立図書館処務規程
- (3) 川越市教育委員会事務局処務規程
- (4) 川越市立学校給食センター処務規程

2 制定改廃の概要

部分休業の承認に係る専決区分に係る規定の整備をしたものです。

3 効果

効率的な事務の執行を図ることができます。

4 施行日について

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行したものです。

川越市公民館処務規程等の一部を改正する規程
(川越市公民館処務規程の一部改正)

第1条 川越市公民館処務規程（昭和45年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表館長共通専決事項の部中7の項中「休暇を除く。」の次に「、部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を加える。

(川越市立図書館処務規程の一部改正)

第2条 川越市立図書館処務規程（昭和59年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第5号中「休暇を除く。」の次に「、部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を加える。

(川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正)

第3条 川越市教育委員会事務局処務規程（平成元年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表部長共通専決事項の部11の項中「年次有給休暇及び」を「年次有給休暇、」に改め、「ものに限る。」の次に「及び部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。以下「第2号部分休業」という。）」を加える。

第3条の表教育総務部長専決事項の部4の項中「副主幹」を「副課長」に改め、「部分休業」の次に「(第2号部分休業を除く。)」を加える。

第3条の表課長共通専決事項の部9の項中「ものを除く。」の次に「及び第2号部分休業」を加える。

第3条の表教育財務課副参事専決事項の部3の項中「ものを除く。」の

次に「及び第2号部分休業」を加える。

(川越市立学校給食センター処務規程の一部改正)

第4条 川越市立学校給食センター処務規程（平成14年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「休暇を除く。」の次に「、部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を加える。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

改 正 案	現 行
<h2>第1条 川越市公民館処務規程の一部改正</h2>	
(専決)	(専決)
第4条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。	第4条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。
館長共通専決事項	館長共通専決事項
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) 所属職員の特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。）、部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）及び職務専念義務の免除に関すること。	(7) 所属職員の特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。） _____ _____及び職務専念義務の免除に関すること。
(8) 略	(8) 略
<h2>第2条 川越市立図書館処務規程の一部改正</h2>	
(専決)	(専決)
第4条 1及び2 略	第4条 1及び2 略
3 川越市立図書館長（川越市立中央図書館長を除く。）は次に掲げる事項を専決することができる。	3 川越市立図書館長（川越市立中央図書館長を除く。）は次に掲げる事項を専決することができる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 所属職員の年次有給休暇、病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。）、部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）及び職務専念義務の免除に関すること。	(5) 所属職員の年次有給休暇、病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。） _____及び職務専念義務の免除に関すること。
(6) 略	(6) 略

第3条 川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正

(専決)

第3条 部長、課長、副参事及び副課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を専決することができる。

部長共通専決事項

(1)～(10) 略

(11) 部長等の年次有給休暇、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号。以下「条例」という。）第14条第2項第8号及び第11号に規定するものに限る。）及び部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。以下「第2号部分休業」という。）に関すること。

(12)～(15) 略

教育総務部長専決事項

(1)～(3) 略

(4) 副課長以下の職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業（第2号部分休業を除く。）の承認に関すること。

(5) 略

学校教育部長専決事項 略

課長共通専決事項

(1)～(8) 略

(9) 副参事の特別休暇（条例第14条第2項第8号及び第11号に規定するものに限る。）並びに副課長以下の職員（調整幹及び学童保育室の職員を除く。）の特別休暇（条例第14条第2項第3号に規定するものを除く。）及び第2号部分休業に関すること。

(10)～(15) 略

教育総務課長専決事項～学校給食課長専決事項 略

教育財務課副参事専決事項

(1)及び(2) 略

(3) 学童保育室の職員の特別休暇（条例第14条第2項第3号に規定するものを除く。）及び第2号部分休業に関すること。

(4) 略

副課長共通専決事項 略

2 及び 3 略

(専決)

第3条 部長、課長、副参事及び副課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を専決することができる。

部長共通専決事項

(1)～(10) 略

(11) 部長等の年次有給休暇及び特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号。以下「条例」という。）第14条第2項第8号及び第11号に規定するものに限る。）及び部分休業（等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。以下「第2号部分休業」という。）に関すること。

(12)～(15) 略

教育総務部長専決事項

(1)～(3) 略

(4) 副主幹以下の職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業（第2号部分休業を除く。）の承認に関すること。

(5) 略

学校教育部長専決事項 略

課長共通専決事項

(1)～(8) 略

(9) 副参事の特別休暇（条例第14条第2項第8号及び第11号に規定するものに限る。）並びに副課長以下の職員（調整幹及び学童保育室の職員を除く。）の特別休暇（条例第14条第2項第3号に規定するものを除く。）及び第2号部分休業に関すること。

(10)～(15) 略

教育総務課長専決事項～学校給食課長専決事項 略

教育財務課副参事専決事項

(1)及び(2) 略

(3) 学童保育室の職員の特別休暇（条例第14条第2項第3号に規定するものを除く。）_____に関すること。

(4) 略

副課長共通専決事項 略

2 及び 3 略

第4条 川越市立学校給食センター処務規程の一部改正

(専決)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(4) 略

(5) 所属職員の年次有給休暇、病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。）、部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により同条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）及び職務専念義務の免除に関すること。

(6)及び(7) 略

(専決)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(4) 略

(5) 所属職員の年次有給休暇、病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。）

及び職務専念義務の免除に関すること。

(6)及び(7) 略

報告事項(1)

川越市立月越小学校ほか 1 校体育館空
調設備等整備工事請負契約ほか 5 件に
ついて

(教育財務課)

工事請負契約の内容

- 1 契約の目的 川越市立月越小学校ほか1校体育館空調設備等整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金113,951,200円
- 4 契約の相手方 川越市中台元町1丁目5番地15
株式会社三希設備
代表取締役 酒寄 幹弘
- 5 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで
- 6 契約締結年月日 令和7年10月1日
- 7 資料 別紙のとおり

工事概要

1 工事名 川越市立月越小学校ほか1校体育館空調設備等整備工事

2 工事場所 川越市月吉町5 1番地ほか1箇所

3 工事内容 川越市立月越小学校
(1) 機械設備工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 建築工事 一式

川越市立山田小学校
(1) 機械設備工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 建築工事 一式

4 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで

入札結果表

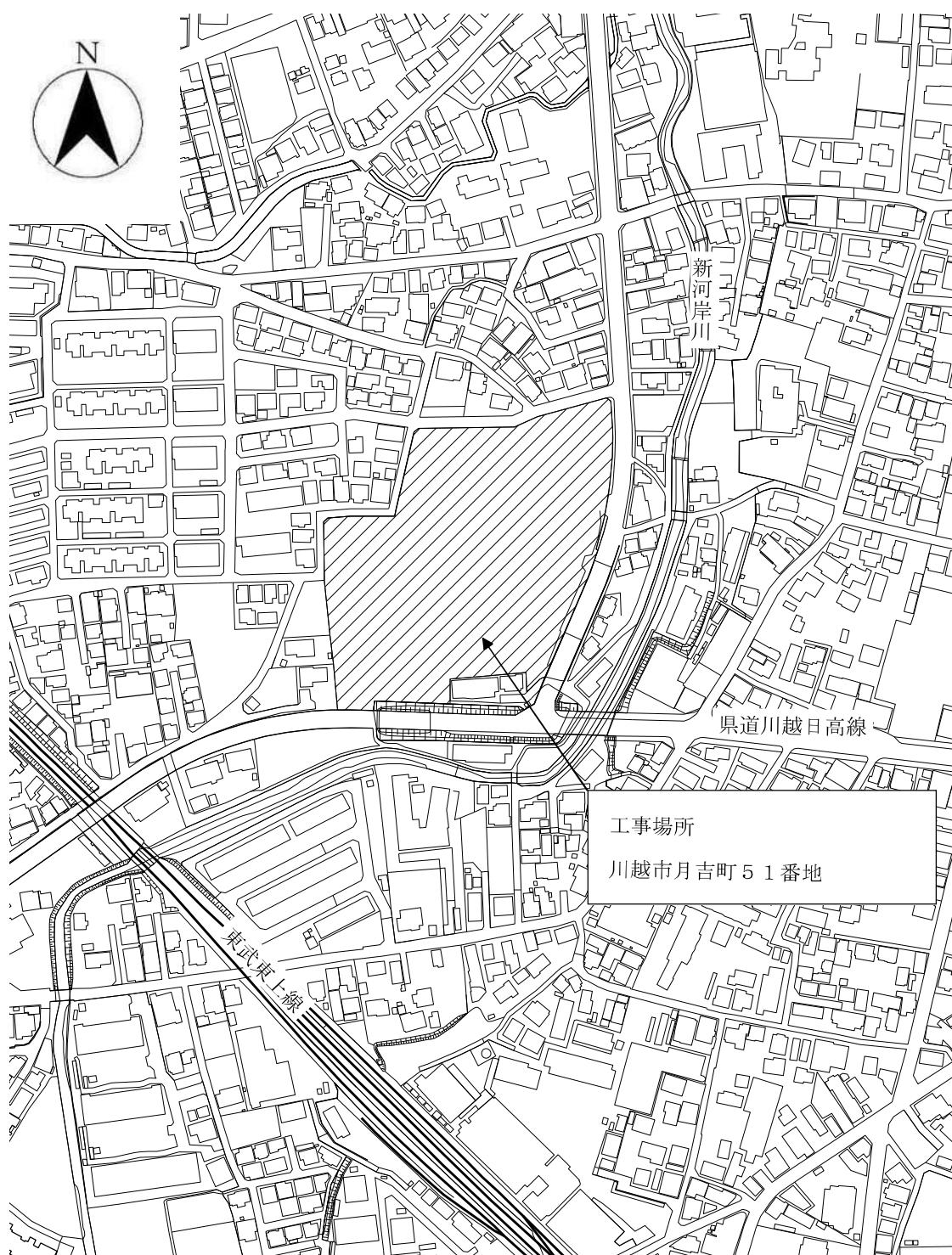
- 1 工事名 川越市立月越小学校ほか1校体育館空調設備等整備工事
 2 工事場所 川越市月吉町51番地ほか1箇所
 3 落札者決定日 令和7年9月24日
 4 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで

No.	業者名	入札額(単位千円)			摘要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	米川興業株式会社	辞退			
2	埼玉設備工業株式会社	辞退			
3	株式会社三希設備	103,592			落札
付記	契約の金額	113,951,200円	(消費税及び地方消費税を含む。)		
	1 業者による一般競争入札の結果落札				

設計金額 123,860,000円
 予定価格 123,860,000円
 最低制限価格 113,951,200円 } 消費税及び地方消費税を含む。

案 内 図

月越小学校



案 内 図

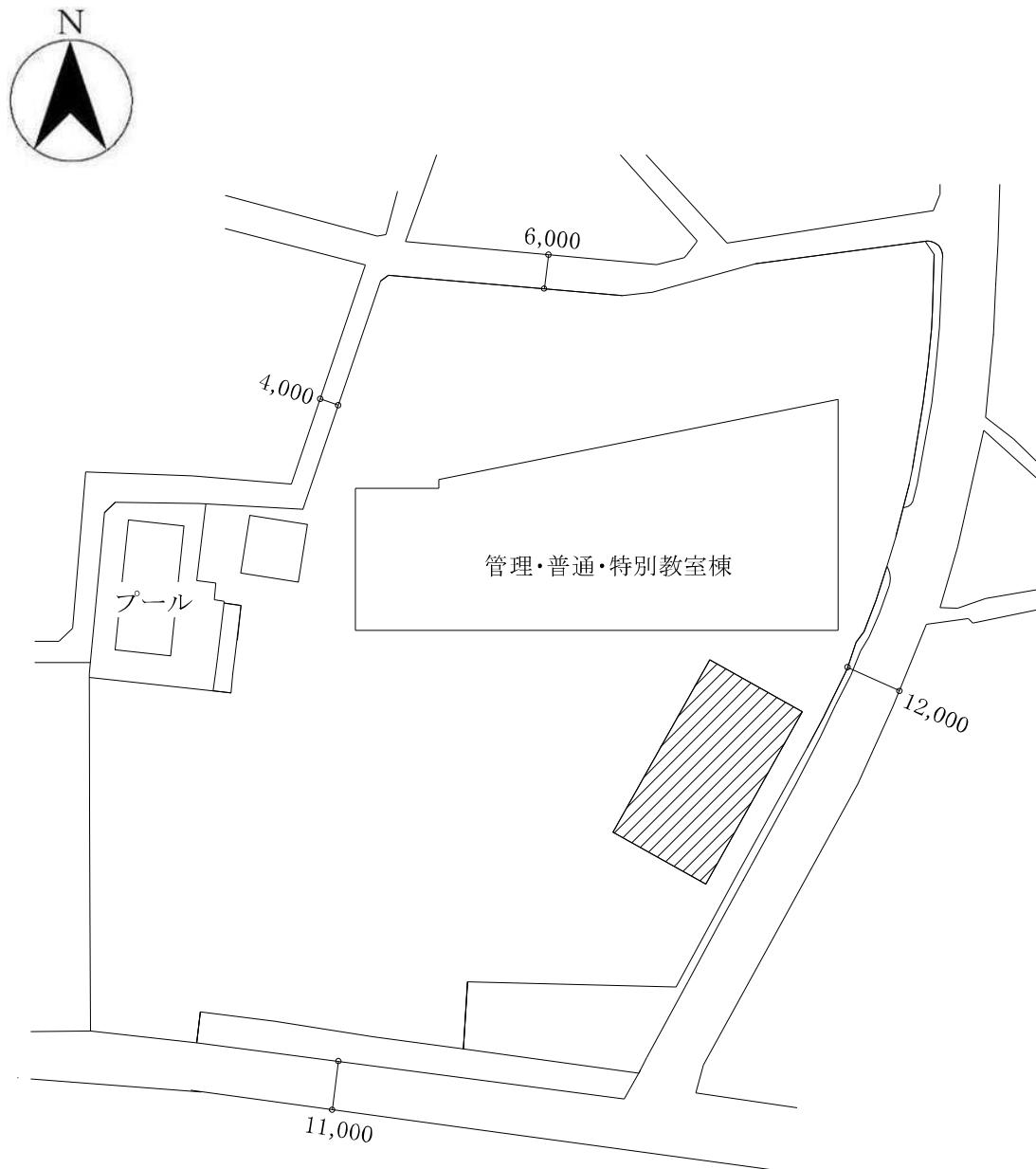
山田小学校



配 置 図

S = 1 : 1, 200

月越小学校



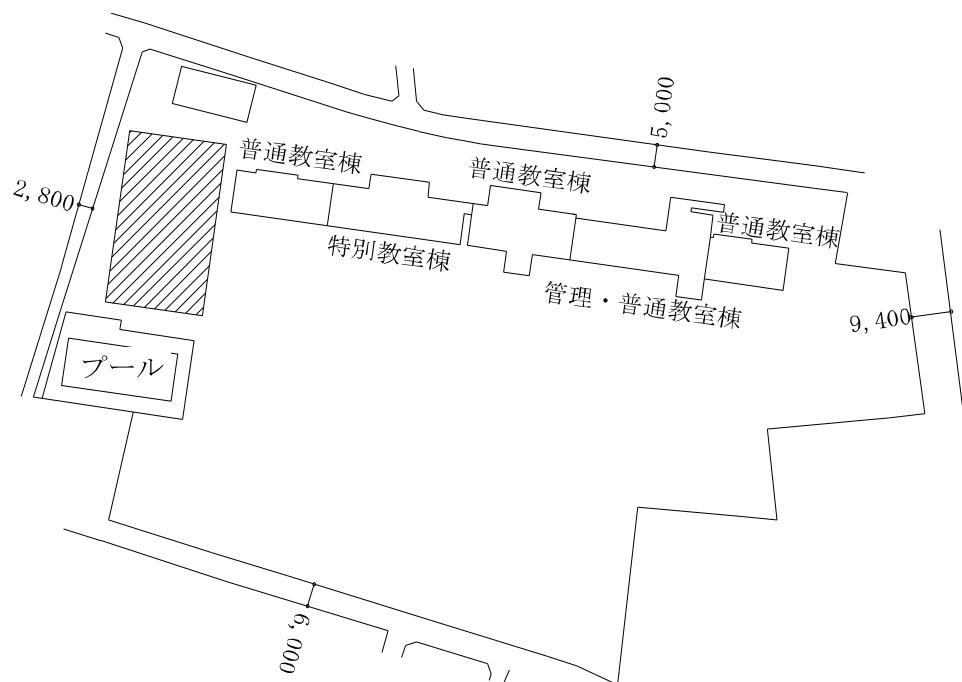
凡 例

本工事範囲

配 置 図

S = 1 : 1, 500

山田小学校



凡 例

本工事範囲

工事請負契約の内容

- 1 契約の目的 川越市立霞ヶ関東小学校ほか1校体育館空調設備等整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金117,898,000円
- 4 契約の相手方 川越市中台元町1丁目5番地15
株式会社三希設備
代表取締役 酒寄 幹弘
- 5 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで
- 6 契約締結年月日 令和7年10月1日
- 7 資料 別紙のとおり

工事概要

1 工事名 川越市立霞ヶ関東小学校ほか1校体育館空調設備等整備工事

2 工事場所 川越市大字的場2735番地2ほか1箇所

3 工事内容 川越市立霞ヶ関東小学校
(1) 機械設備工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 建築工事 一式

川越市立川越西小学校
(1) 機械設備工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 建築工事 一式

4 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで

入札結果表

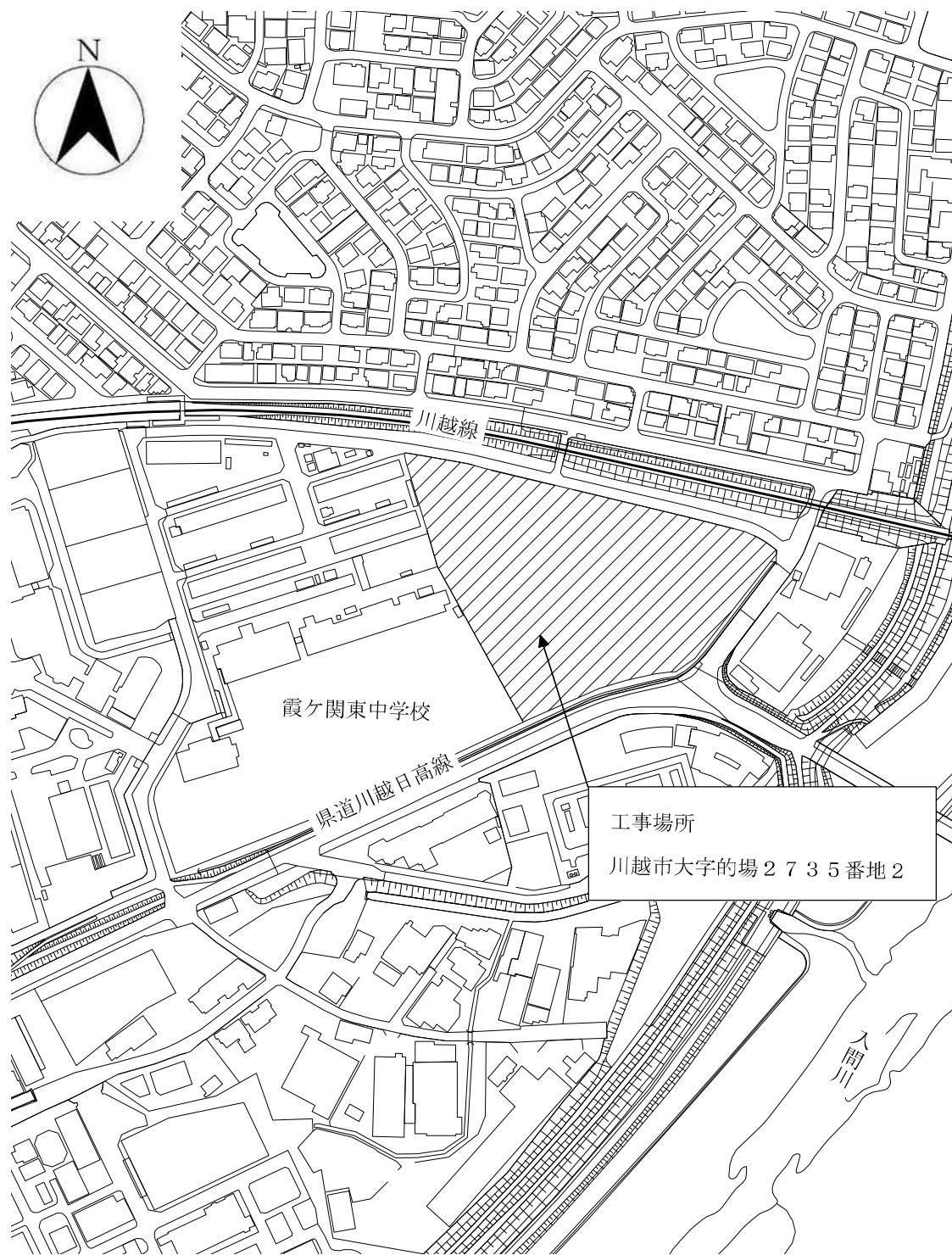
- 1 工事名 川越市立霞ヶ関東小学校ほか1校体育館空調設備等整備工事
 2 工事場所 川越市大字的場2735番地2ほか1箇所
 3 落札者決定日 令和7年9月24日
 4 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで

No.	業者名	入札額(単位千円)			摘要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	米川興業株式会社	辞退			
2	埼玉設備工業株式会社	辞退			
3	株式会社三希設備	107,180			落札
付記	契約の金額	117,898,000円	(消費税及び地方消費税を含む。)		
	1 業者による一般競争入札の結果落札				

設計金額 128,150,000円
 予定価格 128,150,000円
 最低制限価格 117,898,000円 } 消費税及び地方消費税を含む。

案 内 図

霞ヶ関東小学校



案 内 図

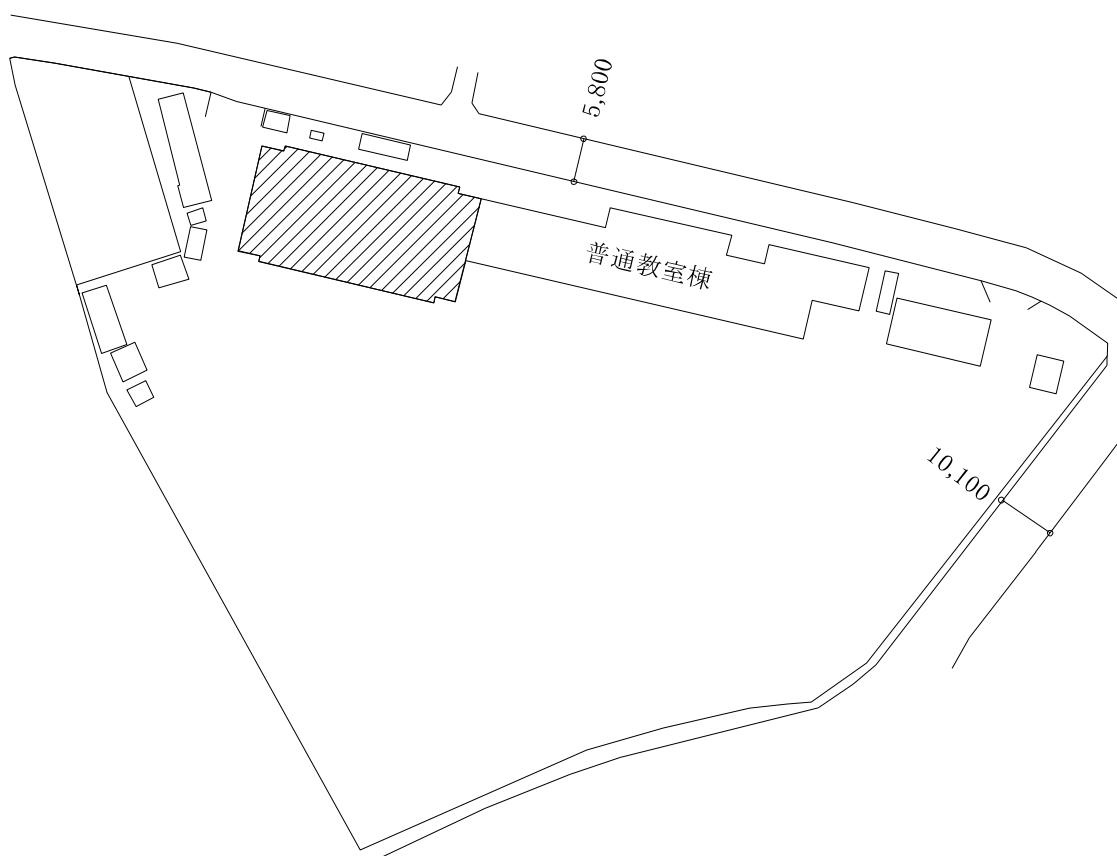
川越西小学校



配 置 図

S = 1 : 1, 200

霞ヶ関東小学校



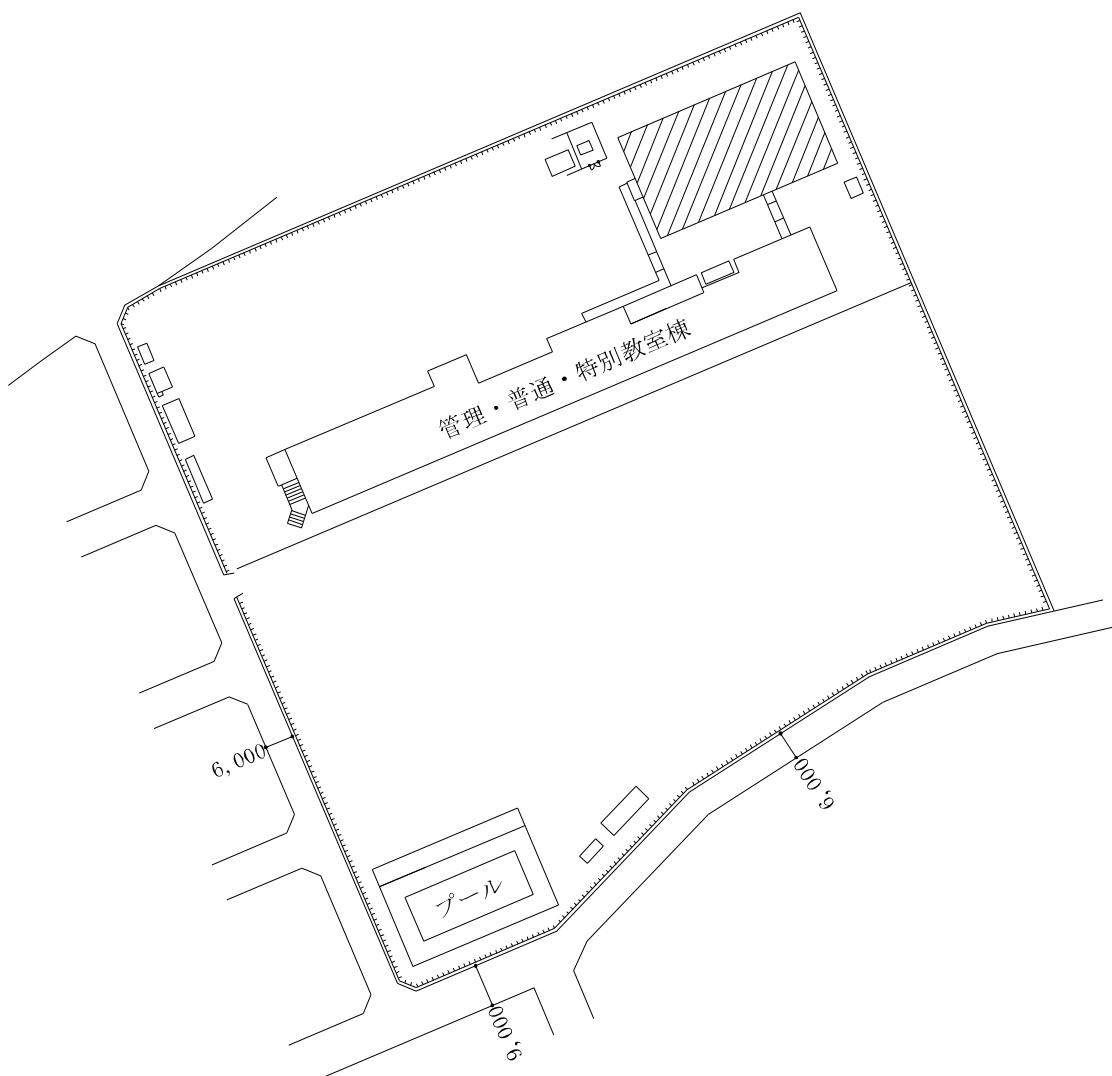
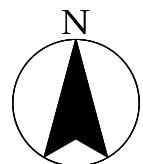
凡 例

本工事範囲

配 置 図

S = 1 : 1, 500

川越西小学校



凡 例



本工事範囲

工事請負契約の内容

- 1 契約の目的 川越市立月越小学校ほか1校体育館電気設備改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金33,051,700円
- 4 契約の相手方 川越市脇田新町25番地1
株式会社大庭電気商会
代表取締役 大庭 正巳
- 5 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで
- 6 契約締結年月日 令和7年10月1日
- 7 資料 別紙のとおり

工 事 概 要

1 工 事 名 川越市立月越小学校ほか1校体育館電気設備改修工事

2 工 事 場 所 川越市月吉町5 1番地ほか1箇所

3 工 事 内 容 川越市立月越小学校
電気設備工事 一式

川越市立山田小学校
電気設備工事 一式

4 工 期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで

入札結果表

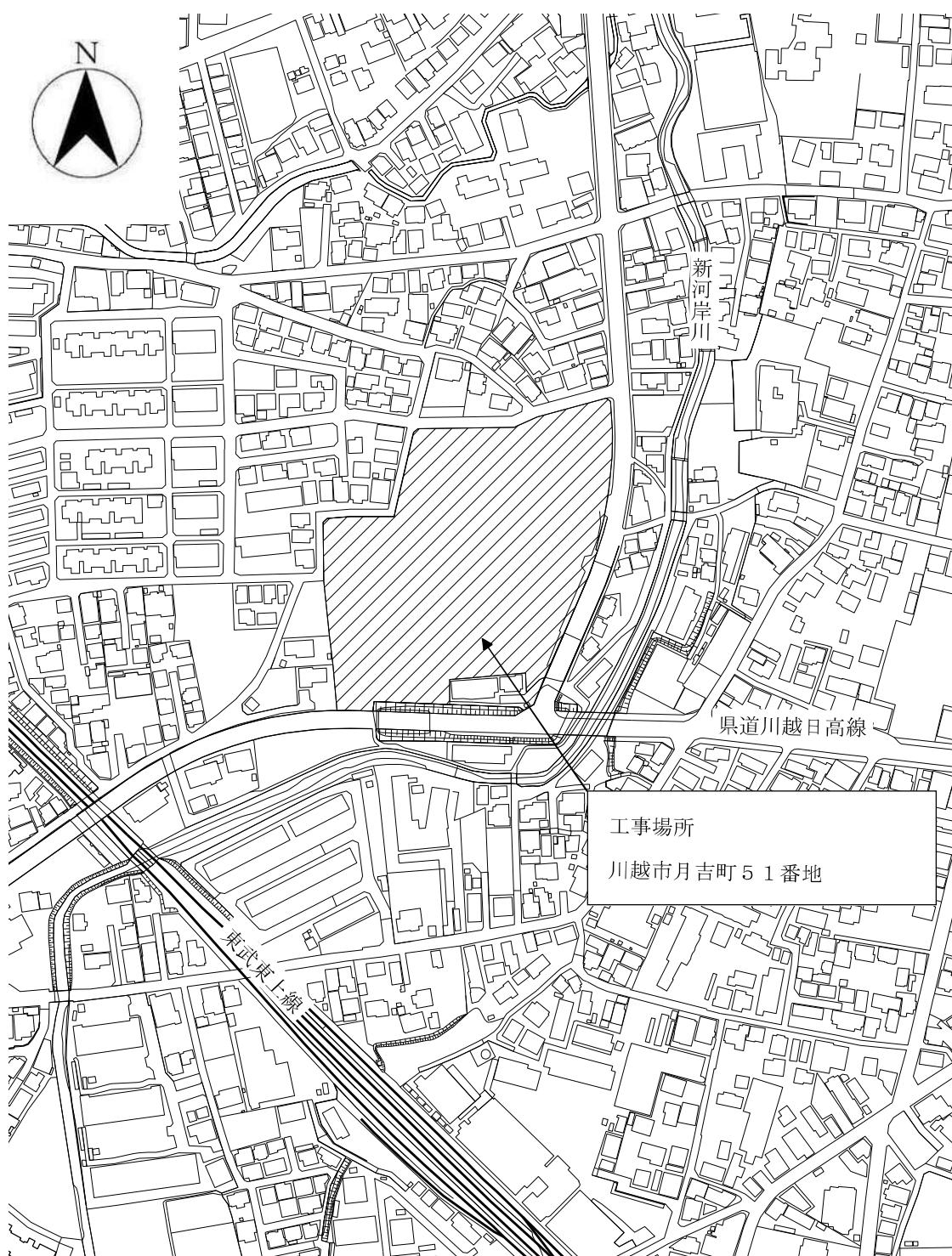
- 1 工事名 川越市立月越小学校ほか1校体育館電気設備改修工事
 2 工事場所 川越市月吉町51番地ほか1箇所
 3 落札者決定日 令和7年9月24日
 4 工期 令和7年10月1日から令和8年3月27日まで

No.	業者名	入札額(単位千円)			摘要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	渋谷電通工業株式会社	辞退			
2	株式会社おぎでん	辞退			
3	飯島電器工事株式会社	辞退			
4	株式会社明電社	辞退			
5	株式会社関根電気商会	辞退			
6	株式会社大庭電気商会	30,047			落札
7	株式会社電成社	30,047			
8	株式会社共和エレック	30,047			
付記	契約の金額 33,051,700円 (消費税及び地方消費税を含む。) 3業者による一般競争入札の結果落札 株式会社大庭電気商会、株式会社電成社及び株式会社共和エレックの入札額が同額 であったため、落札候補者を電子くじにより決定				

設計金額 35,926,000円
 予定期格 35,926,000円
 最低制限価格 33,051,700円 } 消費税及び地方消費税を含む。

案 内 図

月越小学校



案 内 図

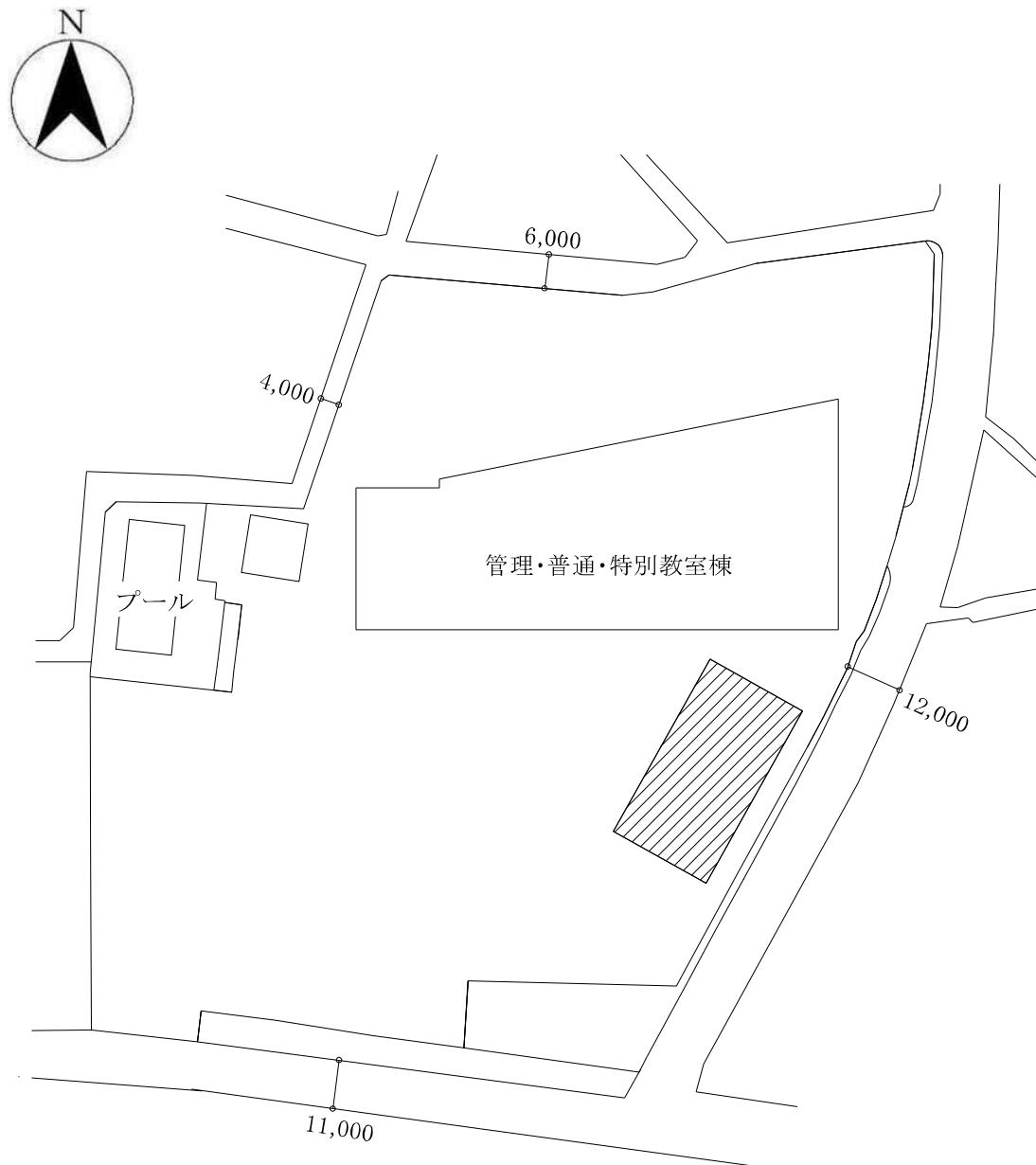
山田小学校



配 置 図

S = 1 : 1, 200

月越小学校



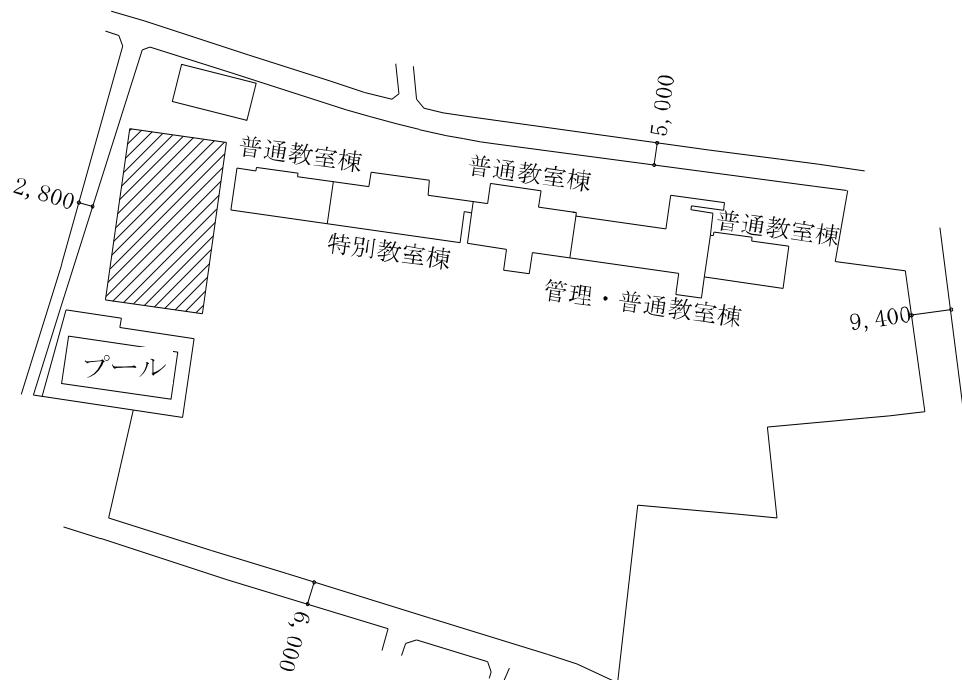
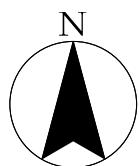
凡 例

本工事範囲

配 置 図

S = 1 : 1, 500

山田小学校



凡 例

本工事範囲

工事請負契約の内容

1 契約の目的 川越市立川越第一小学校トイレ改修工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 金46,090,000円

4 契約の相手方
川越市大字小仙波937番地1
和興建材株式会社
代表取締役 中田 庸司

5 工期 令和7年10月1日から令和8年3月13日まで

6 契約締結年月日 令和7年10月1日

7 資料 別紙のとおり

工事概要

1 工事名 川越市立川越第一小学校トイレ改修工事

2 工事場所 川越市郭町1丁目21番地

3 工事内容 (1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 機械設備工事 一式

4 工期 令和7年10月1日から令和8年3月13日まで

入札結果表

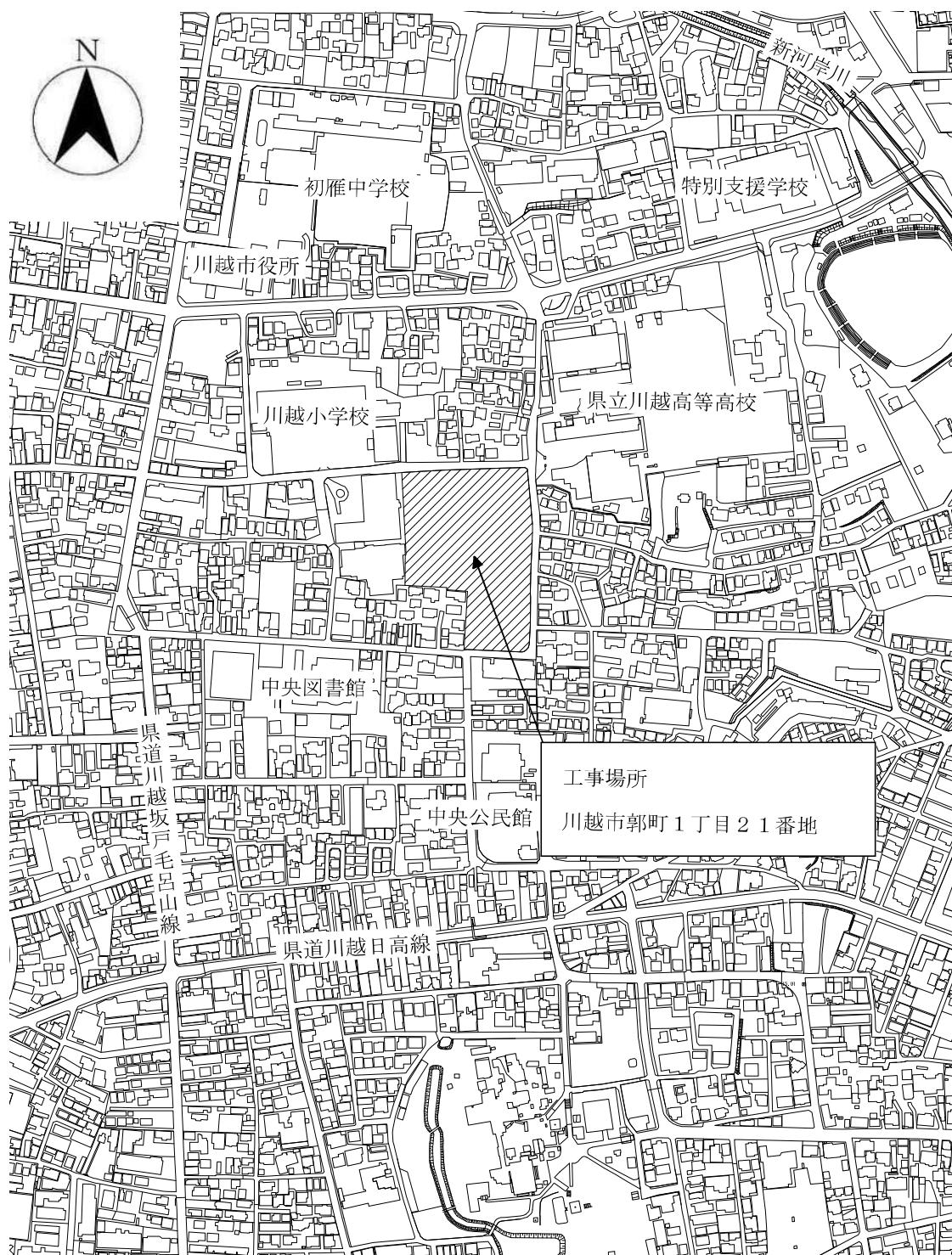
- 1 工事名 川越市立川越第一小学校トイレ改修工事
 2 工事場所 川越市郭町1丁目21番地
 3 落札者決定日 令和7年9月24日
 4 工期 令和7年10月1日から令和8年3月13日まで

No.	業者名	入札額(単位千円)			摘要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	株式会社ソウケン	辞退			
2	有限会社小建	辞退			
3	和興建材株式会社	41,900			落札
4	株式会社安東工務店	42,820			
付記	契約の金額	46,090,000円	(消費税及び地方消費税を含む。)		
	2業者による一般競争入札の結果落札				

設計金額 47,102,000円
 予定価格 47,102,000円
 最低制限価格 43,254,200円 } 消費税及び地方消費税を含む。

案 内 図

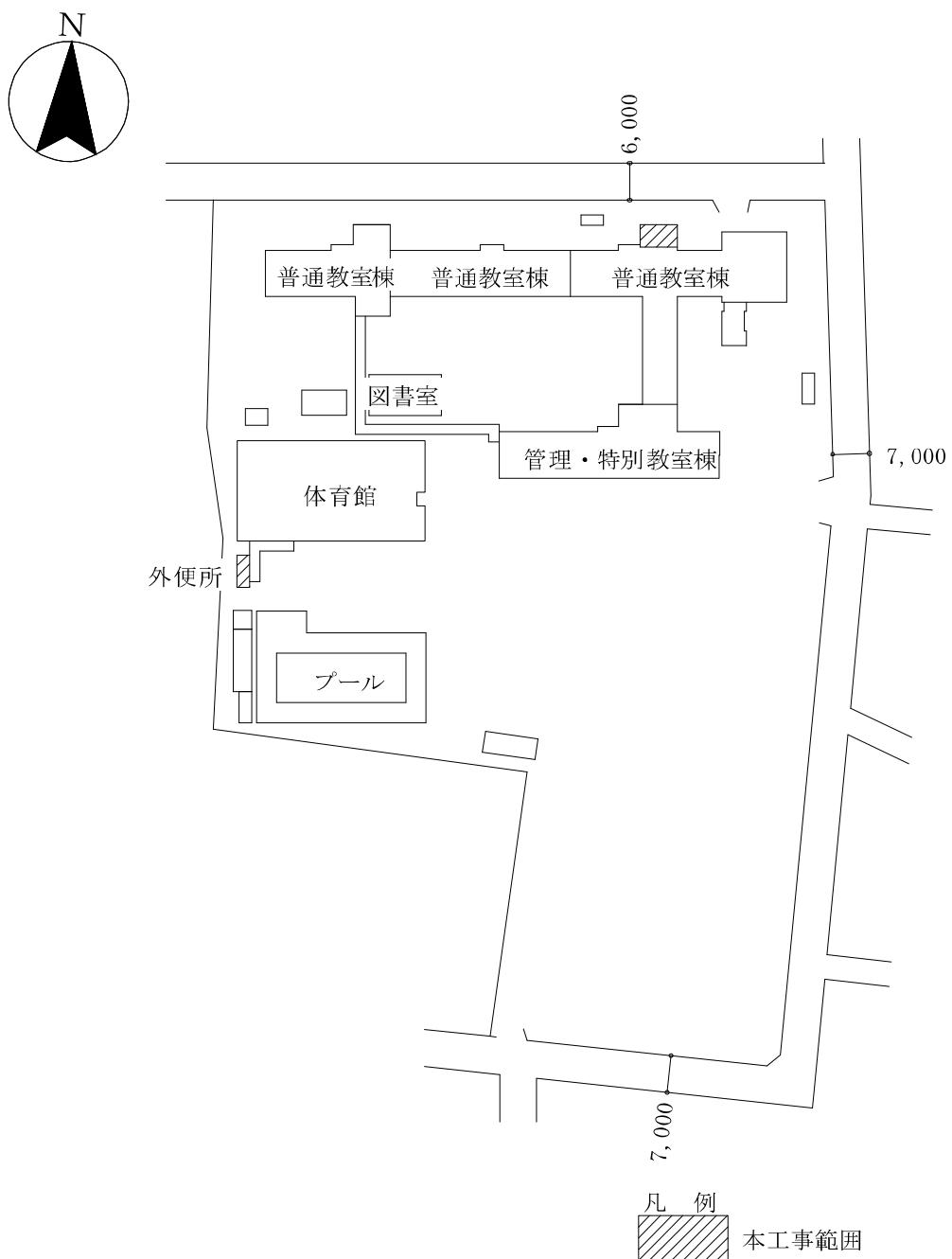
川越第一小学校



配 置 図

S = 1 : 1, 200

川越第一小学校



工事請負契約の内容

- 1 契約の目的 川越市立霞ヶ関小学校トイレ改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 66,821,700円
- 4 契約の相手方 川越市大字砂新田 1787番地1
株式会社高橋工務店
代表取締役 加藤 宏一
- 5 工期 令和7年9月16日から令和8年3月13日まで
- 6 契約締結年月日 令和7年9月16日
- 7 資料 別紙のとおり

工事概要

1 工事名 川越市立霞ヶ関小学校トイレ改修工事

2 工事場所 川越市大字笠幡 177番地

3 工事内容 (1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 機械設備工事 一式

4 工期 令和7年9月16日から令和8年3月13日まで

入札結果表

- 1 工事名 川越市立霞ヶ関小学校トイレ改修工事
 2 工事場所 川越市大字笠幡177番地
 3 落札者決定日 令和7年9月9日
 4 工期 令和7年9月16日から令和8年3月13日まで

No.	業者名	入札額(単位千円)			摘要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	株式会社ホシノ建設	辞退			
2	株式会社富士見工務店	辞退			
3	株式会社明幸 埼玉支店	辞退			
4	株式会社高橋工務店	60,747			落札
5	株式会社小須田建設工業	62,600			
6	株式会社ソウケン	66,030			
付記	契約の金額 3業者による一般競争入札の結果落札	66,821,700円	(消費税及び地方消費税を含む。)		

設計金額 72,633,000円
 予定価格 72,633,000円 } 消費税及び地方消費税を含む。
 最低制限価格 66,821,700円 }

案 内 図

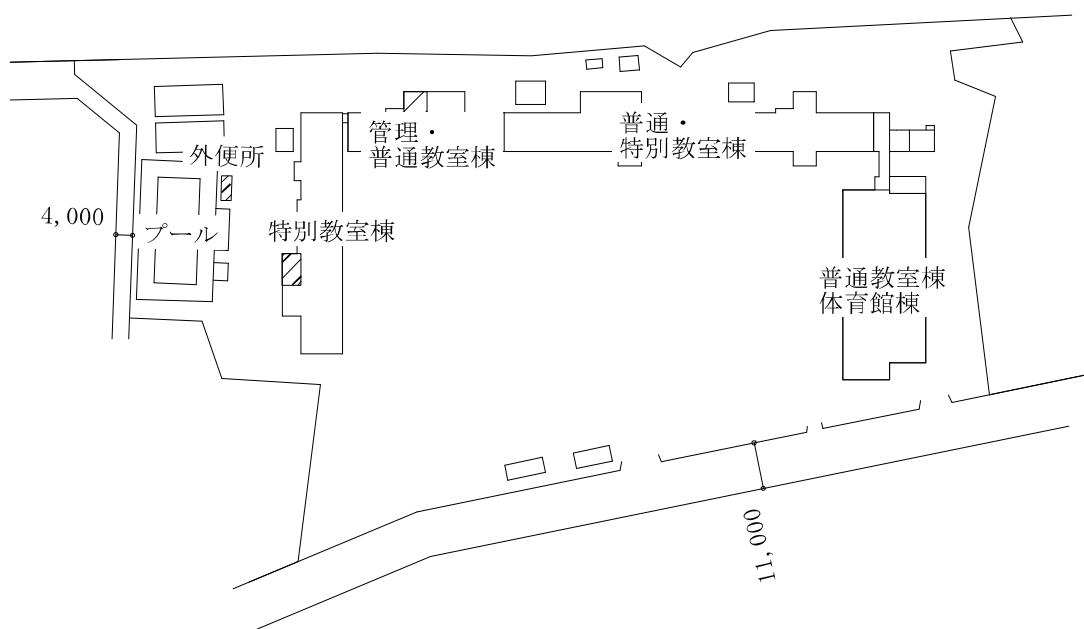
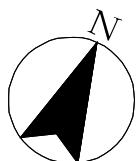
霞ヶ関小学校



配 置 図

S = 1 : 1, 500

霞ヶ関小学校



凡 例



本工事範囲

工事請負契約の内容

- 1 契約の目的 川越市立霞ヶ関中学校トイレ改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金55,639,100円
- 4 契約の相手方 川越市大字砂新田1787番地1
株式会社高橋工務店
代表取締役 加藤 宏一
- 5 工期 令和7年9月16日から令和8年2月27日まで
- 6 契約締結年月日 令和7年9月16日
- 7 資料 別紙のとおり

工事概要

1 工事名 川越市立霞ヶ関中学校トイレ改修工事

2 工事場所 川越市大字笠幡 7 2 番地

3 工事内容
(1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 機械設備工事 一式

4 工期 令和 7 年 9 月 16 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

入札結果表

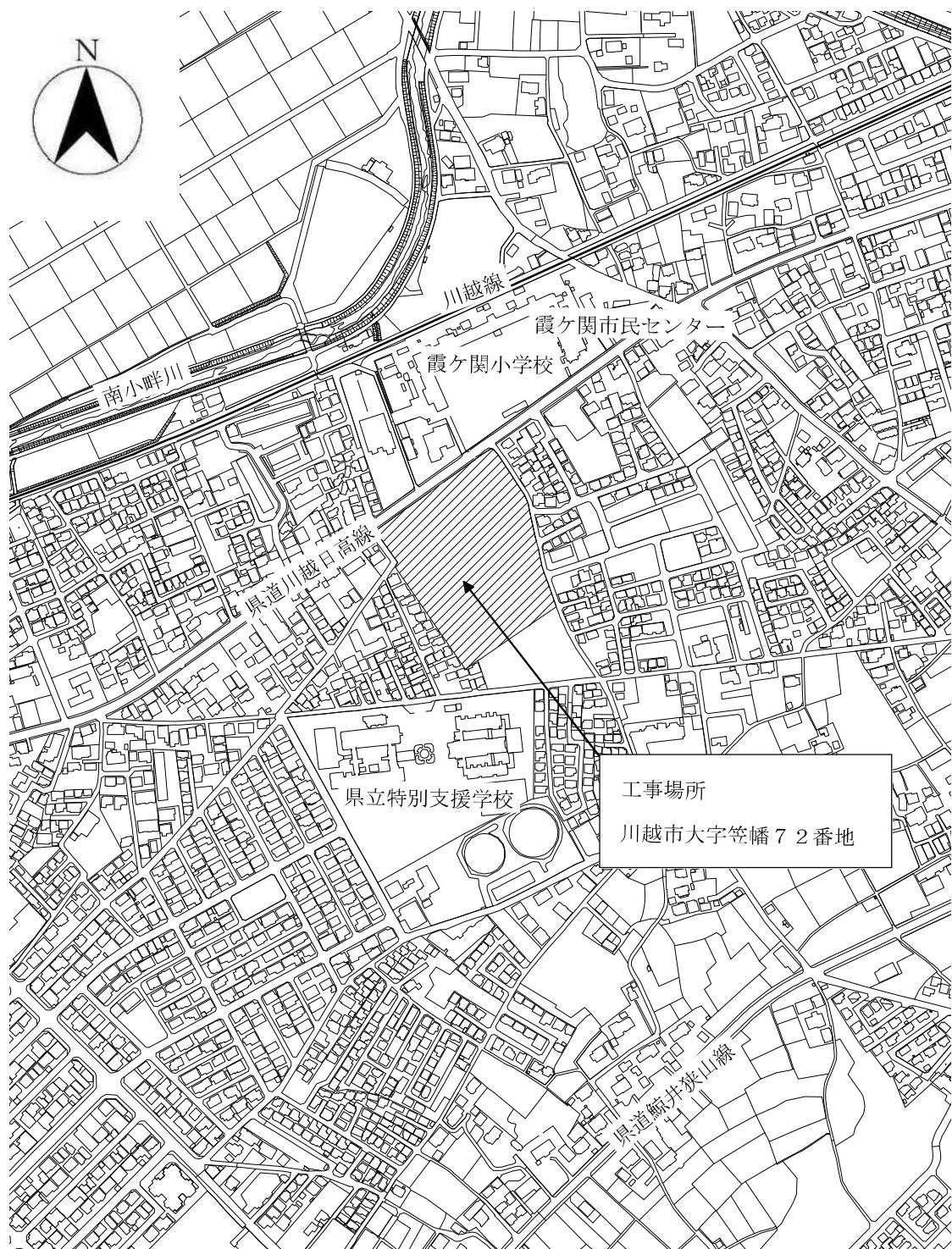
- 1 工事名 川越市立霞ヶ関中学校トイレ改修工事
 2 工事場所 川越市大字笠幡72番地
 3 落札者決定日 令和7年9月9日
 4 工期 令和7年9月16日から令和8年2月27日まで

No.	業者名	入札額(単位千円)			摘要
		第1回目	第2回目	第3回目	
1	株式会社ソウケン	辞退			
2	株式会社ホシノ建設	辞退			
3	株式会社富士見工務店	辞退			
4	株式会社小須田建設工業	辞退			
5	株式会社高橋工務店	50,581			落札
付記	契約の金額 1業者による一般競争入札の結果落札	55,639,100円	(消費税及び地方消費税を含む。)		

設計金額 60,478,000円
 予定価格 60,478,000円
 最低制限価格 55,639,100円 } 消費税及び地方消費税を含む。

案 内 図

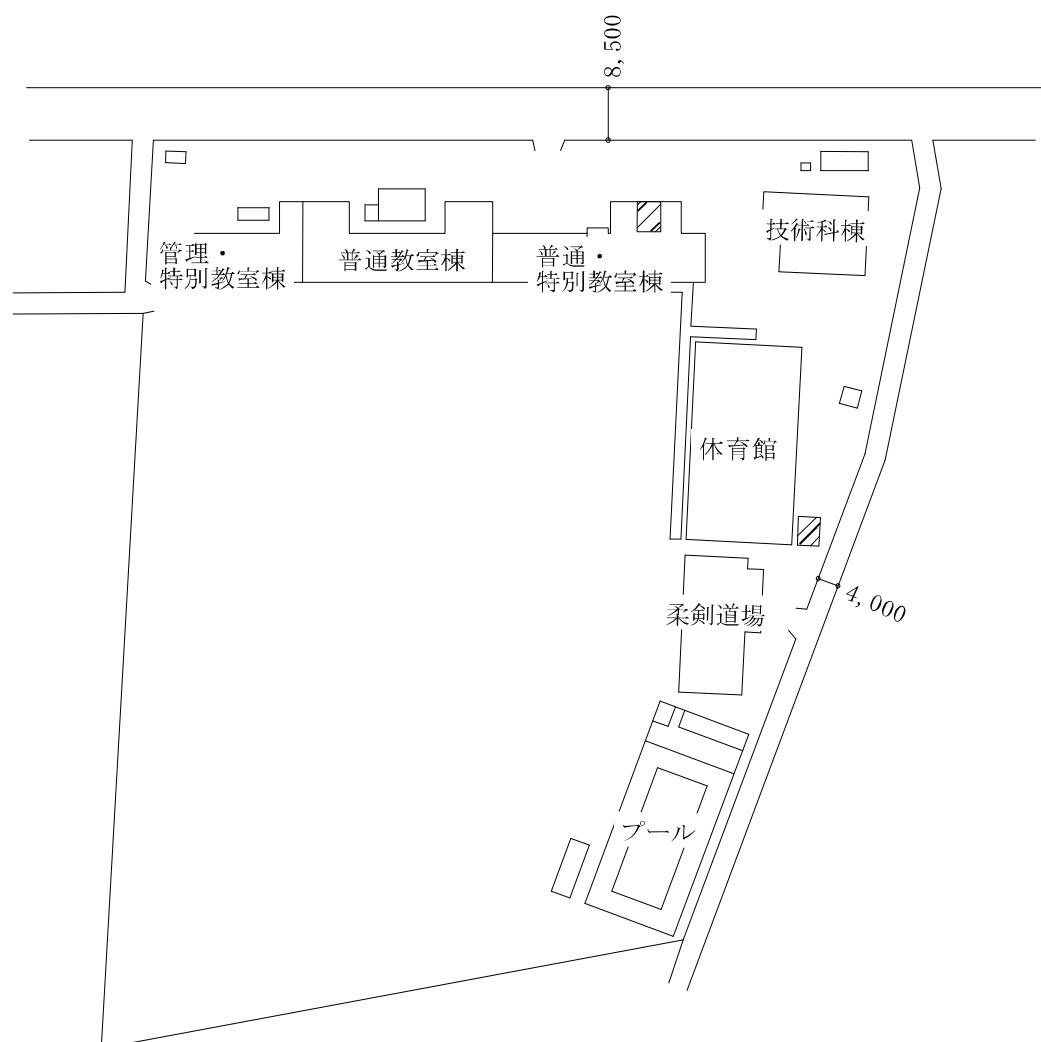
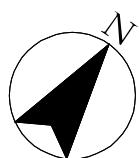
霞ヶ関中学校



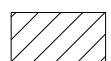
配 置 図

S = 1 : 1, 200

霞ヶ関中学校



凡 例



本工事範囲

報告事項(2)

川越市社会教育委員協議会提言書の提出について

(地域教育支援課)

1 社会教育委員の職務

社会教育に関する「調査研究」や教育委員会に対し「社会教育に関し意見を述べる」こと

2 提言書作成委員及び期間

令和5年10月1日～令和7年9月30日を任期とする社会教育委員により2年間

3 提言内容

(1) テーマ

「社会教育における家庭教育支援」

(2) 提言内容

○学習機会の提供

○学校、家庭、地域が連携し取組む家庭教育支援

4 根拠法令（抄）

社会教育法

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

学校・家庭・地域がつながる 家庭教育支援の実現に向けて

～ふるさと川越のひとつづくり～

令和7年9月

川越市社会教育委員協議会

目次

はじめに	1
I 家庭教育支援の現状と課題	2
1 家庭環境の多様化	2
2 子育て世帯の地域とのつながりの希薄化	3
3 社会課題である「いじめ」、「不登校」、「ヤングケアラー」等	4
4 家庭教育に関する情報収集	4
II 家庭教育支援に対する提言	6
1 学習機会の提供	6
(1) P T A 家庭教育学級の支援	6
(2) 保護者の情報リテラシーの向上	6
(3) 地域が連携した家庭教育の学習機会の提供	7
2 学校、家庭、地域が連携し取組む家庭教育支援	7
(1) 学校、家庭、地域が連携した家庭教育支援	7
(2) 地域の特色を活かしたこどもを育てる取組みの強化	7
(3) こども自身の社会貢献活動への参加促進	8
おわりに	9

資料

・川越市社会教育委員協議会の会議経過	10
・川越市社会教育委員協議会 名簿	11

はじめに

家庭教育はすべての教育の出発点であり、こどもたちの健やかな育ちの基盤となる場です。かつては、家庭とそれを取り巻く地域社会など多くの大人の手によって子育てが行われていました。しかしながら、人口減少・少子高齢化が急速に進み、家庭教育を支える地域社会の基盤が揺らぐとともに、共働き世帯やひとり親家庭の増加などが要因となり子育て世代の親と地域とのつながりの希薄化も懸念されています。

更に、不登校や引きこもり、ヤングケアラー、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭における子どもの育ちに関する課題は複雑化しています。

このような状況の下、国においては、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」などを通じて、多様な支援体制づくりや人材育成策が進められています。具体的には、地域の実情に応じた相談体制や学習機会の提供、情報共有などを推進し、保護者自身が家庭教育について学び合える環境整備にも努められています。

本市においては、公民館において乳幼児とその保護者を対象に子育てサロンを開催し、子どもを遊ばせながら保護者同士が交流し、子育ての悩みなどを相談しあえる場の提供に取組んでいます。また、幼稚園、保育園及び高等学校の保護者を対象とした家庭教育講座、P T Aが実施する市立小中学校の児童生徒の保護者を対象とした家庭教育学級を支援することで交流及び学習の場を提供しています。

価値観や生活環境が多様化する今日の家庭に対し、より幅広くきめ細やかな支援が必要と考えます。そこで本協議会では、本市の家庭の現状から家庭教育支援について見つめなおし、社会教育として家庭教育をどのように支援することが可能かをテーマに2年間検討してまいりました。また、本市の家庭の現状を把握するため、小中学校の児童生徒を持つ保護者を対象に実態調査（「家庭教育支援に関するアンケート」）を実施しました。

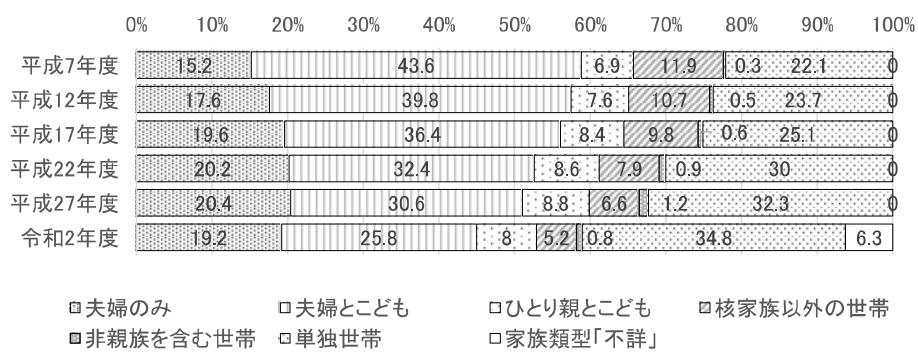
本提言の作成にあたり、家庭教育に関するアンケート調査にご回答いただいた保護者の方々に御礼申し上げるとともに、本提言が本市の家庭教育支援に資するものとなることを期待しています。

I 家庭教育支援の現状と課題

1 家庭環境の多様化

(1) 川越市における夫婦と子どもの世帯割合は、平成7年の43.6%から令和2年の25.8%に、核家族以外の世帯の割合も平成7年の11.9%から令和2年の5.2%と大きく減少しています。また、ひとり親世帯については、平成7年の6.9%から令和2年の8.0%へと若干増加しています。（図1）

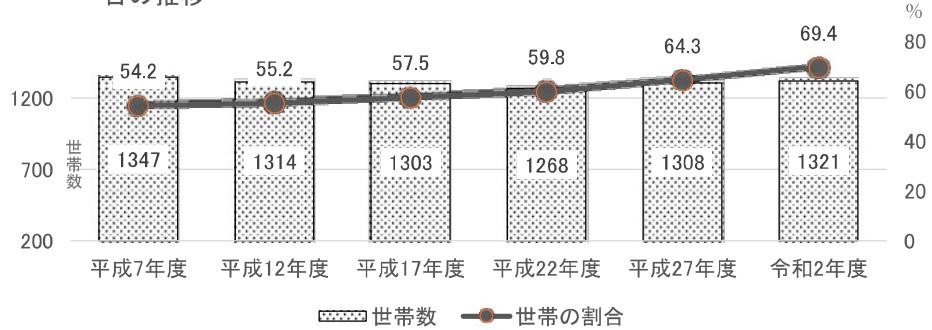
図1 一般世帯の家族類型の推移(川越市)



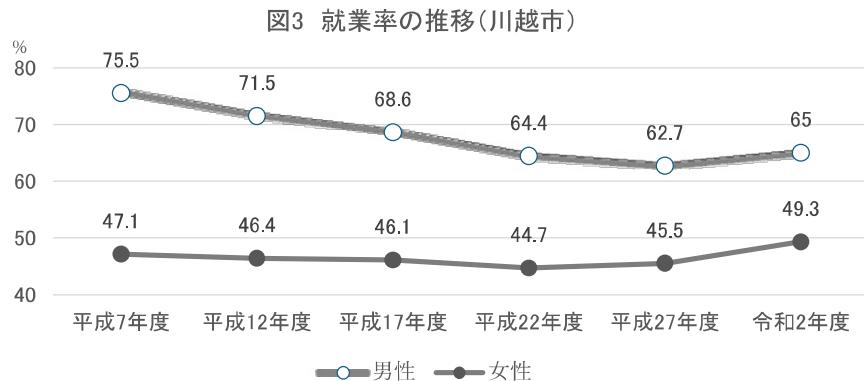
資料：国勢調査（川越市こども計画 令和7年度～令和11年度より）

(2) 全国の共働き世帯の割合は、平成7年の54.2%から令和2年の69.4%へと大幅に増加し、7割に迫っています（図2）。本市における女性の就業率は、ほぼ横ばいでいたが、令和2年に増加に転じています（図3）。また、国勢調査において、本市における各年齢区分について平成27年と令和2年とで、女性の就業率を比較した場合、全ての年齢区分において令和2年度就業率は、平成27年よりも高い水準です（図4）。

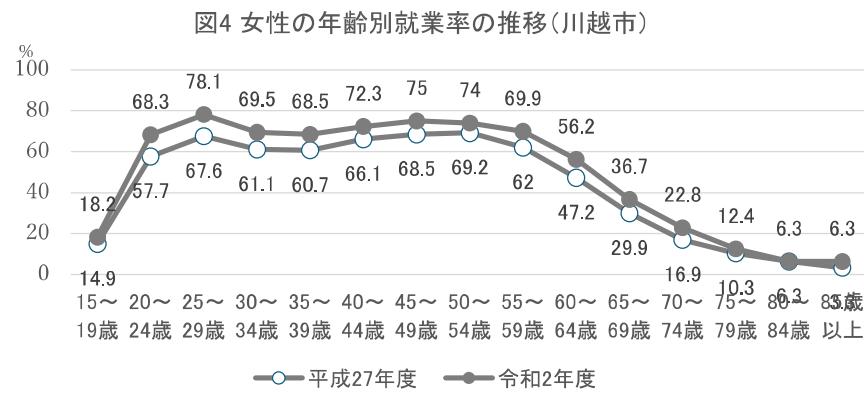
図2 一般世帯における夫婦共働き世帯数及び夫婦共働き世帯の割合の推移



令和2年国勢調査 ライフステージでみる日本の人口・世帯（総務省統計局）



資料：国勢調査（川越市こども計画 令和7年度～令和11年度より）



資料：国勢調査（川越市こども計画 令和7年度～令和11年度より）

2 子育て世帯の地域とのつながりの希薄化

- (1) 家庭環境の多様化で見たように、共働き世帯の割合が7割を超え、自治会やPTA、子ども会育成会等の地域活動への参加のための時間の確保が難しくなってきています。

実際、本市では、PTAの加入家庭の割合は大きな変化はないものの、各単位PTAで開催される家庭教育学級数は、保護者の負担軽減や教育委員会からの業務委託が終了したこと、また、コロナ禍により開催できなかったことなどが影響し、減少しています。また、川越市子ども会育成団体連絡協議会に加盟する小学校区子ども会育成団体連絡協議会の数は令和元年度の27校区から、令和7年度には21校区まで減少しています。

自治会の加入率については、令和元年度の約74.0%から、令和6年度には67.7%と7割を下回っています。

- (2) 今回、本協議会で実施した小・中学校の児童生徒を持つ保護者を対象とし

たアンケートでは、「保護者同士のつながりの機会や場を増やしたいと思うか」という問い合わせに対し、「思わない」と答えた保護者が7割を超えていました。この7割の保護者につながりを増やしたいと思わない理由について尋ねたところ、26.7%が「忙しくて時間がない」、18.9%が「人間関係を築くのが面倒」、48.9%が「現状に満足している」と答えています。

- (3) 地域とのつながりが希薄化することで、コミュニティの中での支援や地域活動等の情報を共有する機会が減り、家庭教育に関する悩みや不安を抱える保護者が孤立しやすくなっています。アンケート調査では、家族以外にこどものことで相談できる相手がいる保護者が一定数いる一方で、「いない」と回答した16.3%の保護者は、相談できる相手や支援を受ける場がなく、問題が深刻化する可能性があります。

また、子ども会や自治会などの地域団体の活動が縮小傾向にある中で、地域で行われる運動会、夏祭りや伝統行事、キャンプなど、様々なイベントや活動を通じた多様な体験の機会が減少する恐れがあります。

3 社会課題である「いじめ」、「不登校」、「ヤングケアラー」等

- (1) いじめについては、埼玉県の「令和5年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、県内の公立小中学校のいじめの認知件数は、小学校で30,162件、中学校で5,677件といずれも前年度を上回っています。こどもの健全な成長を妨げる要因となり、学校だけでなく、家庭や地域社会全体で取り組むべき課題です。
- (2) 不登校については、同調査によると、県内公立小中学校の人数は、小学校で5,958人、中学校で10,833人といずれも前年度を上回っています。

不登校により、こどもたちの学習の機会や他者との交流の機会が失われるなどの不利益が生じることが懸念されます。

不登校の原因はさまざまであり、複数の原因が絡み合っている場合もあります。カウンセラーなど、こどもたちの心に寄り添う専門家によるサポートが必要であると同時に、保護者が抱える不安や悩みを軽減するための支援にも課題があります。

- (3) ヤングケアラーについては、令和5年2月に出された本市の「毎日の生活についてのアンケート調査（児童生徒向けヤングケアラー実態調査）報告書」によると、家庭内で何らかのケアを行っている児童生徒は約14人に1人の割合（回答者3,572人のうち259人、全体の7.3%）となっています。ヤングケアラーについては、家庭内のことであることから表面化しにくくい

うえ、こども自身に自覚がない場合や、困っていても相談先が分からぬなどの理由から、早期発見や適切な支援が行き届かないケースもあります。

4 家庭教育に関する情報収集

- (1) 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など様々な背景により、家庭教育に関する情報が十分に行き渡らない状況が懸念されます。このような情報格差は、こどもたちの成長や発達に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に、地域社会から孤立した家庭では、適切な支援につながる機会が限られるため、有用な情報をいかに届けられるかが課題となっています。
- (2) 文部科学省が実施した「令和5年度家庭教育推進のための調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）事業報告書」によると、関心のある家庭教育支援として、「保護者向けの子育てに役立つ資料や情報の閲覧、活用（インターネット上）」を選択した方は243件で全体の68.6%に上がっています。
- (3) インターネットやSNSの普及によって、情報は容易に入手できるようになりました。しかしながら、その一方で、正確で信頼性のある情報を見極めることが難しいという問題もあります。
- (4) ネットいじめや誹謗中傷、こどもを狙った詐欺や個人情報の漏洩などのインターネット上の危険を知り、こどもたちが情報社会を健全に生きる力を養えるよう保護者の情報リテラシーの向上のための支援が課題です。

II 家庭教育支援に対する提言

家庭教育支援は、子どもの健やかな育ちを促進するための重要な施策です。家庭環境の多様化などにより、家庭だけでなく地域社会全体が連携し、多角的な支援を行うことが求められています。前述の課題を踏まえ、川越市社会教育委員協議会では、以下のとおり提言します。

1 学習機会の提供

(1) P T A家庭教育学級の支援

P T Aが主催している家庭教育学級では、様々な課題をテーマに家庭教育に関する学習の機会を提供していますが、企画や運営を務める保護者の負担軽減等の観点から開催しないP T Aも増加しています。しかし、家庭教育学級は子育てに関して保護者が悩んでいることや課題としていることをテーマに、お互い学び合うことで解決の糸口を探ることができるという点において重要なものです。今後は、保護者の負担軽減を図るなど、各P T Aの実情に応じた家庭教育学級の開催方法への支援が必要です。

そこで、本協議会ではP T A家庭教育学級の支援策として以下の点を提案します。支援の体制整備策として、学校とP T A、地域の社会教育資源を結ぶ窓口を設置し、学級の企画立案・運営の技術支援、事前のニーズ調査、関係機関との連携調整を一元化します。これにより、P T A役員が学級運営の全般を負担するという構図を緩和し、専門的な支援を受けながら学級運営を継続できるようにします。

(2) 保護者の情報リテラシーの向上

ア インターネットの普及により家庭教育に関する情報をインターネットで収集する保護者が増加しています。保護者自身が子どもをインターネット上のリスクから守るためにも、ネットリテラシー向上は重要です。保護者の情報リテラシー向上のため、公民館の講座やP T A家庭教育学級などにおいて情報リテラシーに関する講座の更なる開催を提案します。開催するにあたっては、オンライン講座の開設など、家庭環境の多様化に配慮した講座開設の工夫も必要です。

イ 保護者の情報リテラシー向上のための情報の発信についても提案します。

文部科学省が「情報モラルに関する指導の充実に資する保護者向けの動画教材・スライド資料」をホームページに掲載するなど、様々な省庁が情報リテラシーの向上のためのコンテンツを発信しています。また、インターネットにおける被害が生じた際の相談窓口も様々な機関で開設されてい

ます。市や教育委員会のホームページ、公民館だよりやPTAの広報紙等において、これらの情報を発信するとともに、相談窓口にスムーズにアクセスできる環境づくりが必要です。

(3) 地域が連携した家庭教育の学習機会の提供

本市では市内を14地区に分け、その地区ごとに地域ぐるみでこどもたちを育てるための組織である子どもサポート委員会があります。

今後は、子どもサポート委員会においても保護者の課題を吸い上げ、課題解決のための情報交換や情報発信など、学習の機会を提供していくことが有効と考えます。実際に名細地区子どもサポート委員会では、保護者を対象とした事業も行っています。

各地区子どもサポート委員会以外にも、市内には、地域会議や自治会、PTAや子ども会育成会などの社会教育関係団体、青少年を育てる各地区会議など様々な組織が活動しています。これらの団体が連携することで、保護者に対して家庭教育の学習機会の提供が行われるよう支援することを提案します。

2 学校、家庭、地域が連携し取組む家庭教育支援

(1) 学校、家庭、地域が連携した家庭教育支援

本市においては、令和5年度にすべての市立小中学校に学校運営協議会が設置されました。社会課題である「いじめ」、「不登校」、「ヤングケアラー」などの課題について運営協議会で取上げ、学校、家庭、地域が連携し対応にあたることが必要です。地域の様々な組織と協力体制を構築するためには、文部科学省が推進する、「地域と学校との連絡調整、情報の共有」、「地域学校協働活動の企画、調整、運営」を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を教育委員会が委嘱し、各学校の運営協議会と地域の様々な組織が連携する取組みを、本市においても取り入れることを提言します。

(2) 地域の特色を活かしたこどもを育てる取組みの強化

川越市には、国の重要指定無形民俗文化財、6つの県指定無形民俗文化財、12の市指定無形文化財があります（川越市ホームページ、2024）。それらの伝統行事には、各地域における伝統的な祭や行事が含まれ、多くの場合、演舞、お囃子などの伝統芸能を行っています。また、指定されていない多数の伝統芸能活動が行われています。

これらの活動は、こどもから高齢者までが、それぞれの役割を担い、技能を学ぶ機会とともに、地域の歴史を学ぶ活動を含んでいます。伝統芸能の活

動は、地域における世代を超えた交流の場になるとともに、こどもや青年の居場所になるはずです。

各地区子どもサポート委員会や子ども会育成会、青少年を育てる各地区会議などが、こどもに対し様々な体験活動を提供しています。次世代を担うこどもたちが、地域の方々とふれあい様々な体験活動を行うことで、彼らが将来地域と積極的につながりを持つてくれるよう、地域の方々と共に、組織の在り方の見直しや、実施する事業内容の向上についての取組みが必要です。

(3) こども自身の社会貢献活動への参加促進

こどもにとって、地域活動に参加することは、社会性を育てると共に自分も社会の一員として貢献できるという自己有用感を持たせ、自己肯定感が高まることにつながります。また、学校の教科科目で自信を持ちにくいこどもにとって活動の場ともなりえます。

人間関係の学習の場は必要不可欠であり、お互いがお互いを必要とする社会であることを、社会貢献活動を通じて学ぶことができると考えます。

地域活動の主体が高齢化する中で、地域コミュニティを再生・活性化し、地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化を食い止めることが必要です。そのためには、地域活動の基盤を強化し、地域の誰もが参加しやすく継続的な活動を行うことで、次の世代につなげていくことが大切です。こどもたちが地域活動に参加し、様々な体験することで、自分が親になったときにその経験が活かされ、地域社会に還元されることが期待されます。

おわりに

本提言書では、「家庭教育支援」について提言するにあたり、小中学校の児童生徒の保護者の実態調査を行いました。加えて、様々なデータからも保護者の現状を把握することに努めました。本協議会には様々な年代の委員がいます。当然現役の保護者もいます。現役の保護者が置かれている状況から、保護者だけで家庭教育を行うことの難しさをすべての委員が認識しました。

そのうえで、家庭教育を支援するためには、学校、家庭、地域が連携協働することが重要であるとの結論に至りました。

本提言書では、家庭環境が多様化する現在において、家庭教育に関する学習の機会をいかに提供するか、また、学校、家庭、地域がどのように連携協働することが必要かについてまとめました。

本提言書が、一人ひとりの子どもが健全かつ豊かに成長できる環境づくりの参考となれば幸いです。

【起草委員】

小林範子、関本晶子、高篠昭夫、内藤俊史、
西村平雪、堀満、堀内由紀子（敬称略・50音順）

川越市社会教育委員協議会の会議経過

実施日	内容
令和5年11月16日	○令和5年度 社会教育委員協議会第4回定例会 ・委嘱書交付 ・今期の活動について
令和6年3月16日	○第5回定例会 ・今期の活動について
令和6年3月21日	○第6回定例会 ・今期の活動について
令和6年5月20日	○令和6年度 社会教育委員協議会第1回定例会 ・今期の活動について
令和6年7月17日	○第2回定例会 ・今期の活動について
令和6年8月6日	●社会教育委員協議会起草委員会（第1回） ・提言書のテーマ及び骨子について
令和6年8月29日	●社会教育委員協議会起草委員会（第2回） ・提言書に係るアンケートについて
令和6年9月27日	●社会教育委員協議会起草委員会（第3回） ・提言書に係るアンケートについて ・第3回定例会資料について
令和6年10月3日	○第3回定例会 ・提言書のテーマについて
令和6年11月15日	○第4回定例会 ・提言書について
令和6年12月3日	●社会教育委員協議会起草委員会（第4回） ・提言書に係るアンケートの最終確認について
令和7年1月29日	●社会教育委員協議会起草委員会（第5回） ・提言書に係るアンケートの集計結果について
令和7年2月3日	○第5回定例会 ・提言書に係るアンケートの集計結果報告について
令和7年3月17日	●社会教育委員協議会起草委員会（第6回） ・提言書に係る現状と課題について
令和7年3月28日	○第6回定例会 ・提言書の「現状と課題」案について
令和7年4月18日	●令和7年度社会教育委員協議会起草委員会（第1回） ・提言書の「現状と課題」案の修正について
令和7年5月12日	●社会教育委員協議会起草委員会（第2回） ・提言書の「提言」案について
令和7年5月26日	○令和7年度第1回定例会 ・提言書案について
令和7年6月26日	●社会教育委員協議会起草委員会（第3回） ・提言書案の修正について
令和7年7月29日	○社会教育委員協議会第2回定例会 ・提言書修正案について
書面会議	●社会教育委員協議会起草委員会（第4回） ・提言書案の最終修正について
令和7年8月29日	○第3回定例会 ・提言書案の最終確認について
令和7年9月22日	●社会教育委員協議会起草委員会（第5回） ・提言書案の最終校正について

川越市社会教育委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日

区分	氏名	選出母体	役職	備考
(1)	武藏昌行	市小学校校長会		R 5.10. 1～R 7. 3.31
	高村 勉			R 7. 5.21～R 7. 9.30
(1)	長井正邦	市中学校校長会		R 5.10. 1～R 7. 3.31
	浅野 聰			R 7. 5.21～R 7. 9.30
(1)	飯田 敦	市立川越高等学校		
	岡田 すぎ子	市公民館運営審議会		
	須賀 正	川越美術協会		
	関口俊一	市文化団体連合会		
	米原民子	市ボランティア連絡会		
(2)	堀 満	市子ども会育成団体連絡協議会	副議長	
	堀内由紀子	市P T A連合会		
(3)	池浜あけみ	川越市議会		
	遠藤克弥	東京国際大学		
	片野広隆	川越市議会		
	黒田弘美			
	小林範子	川越市議会		
	関本晶子			
	高篠昭夫			
	内藤俊史			
	中村文明	川越市議会		R 5.10. 1～R 6. 5.12
	鈴木謙一郎			R 6. 5.13～R 7. 9.30
	西村平雪	川越商工会議所	議長	
	樋口直喜	川越市議会		R 5.10. 1～R 6. 10.31
	松本きみ			R 7. 1.23～R 7. 9.30
	山口日出美	市交通安全母の会		

※ 区分欄：(1) 学校教育及び社会教育関係者、(2) 家庭教育関係者、(3) 学識経験者

※ (1)の校長以外は区分毎に五十音順

※ 任期途中で委員を交代した場合は、交代前の委員の下に交代後の委員を記載しています。

家庭教育支援に関するアンケート集計結果

川越市社会教育委員協議会

令和7年9月

【提言書作成のためのアンケート調査】

1 家庭教育支援に関するアンケート調査概要

社会の状況の変化により、子どもの教育にとって出発点である家庭も変化しています。このような中、学校、家庭、地域が協力・連携して子どもを育てることが困難な状況になっていることから、今期の社会教育委員協議会では、「家庭教育支援」について教育委員会に対し提言を行うこととしました。提言にあたり、市立小・中学校の児童・生徒を持つ保護者の実態を把握するためアンケートを実施しました。

2 調査対象

市内市立小中学校児童・生徒の保護者で各小中学校の学校・家庭・地域をつなぐ連絡システム「すぐーる」に登録している方

3 調査方法

(1) 配布

各市立小中学校から調査対象者にアンケートのお願いに関する文書を添付し、アンケートフォームのURLを「すぐーる」で送信。

(2) 回答

保護者は、「すぐーる」にあるURLからアンケートフォームにアクセスし回答。

4 調査期間

令和6年12月24日から令和7年1月16日

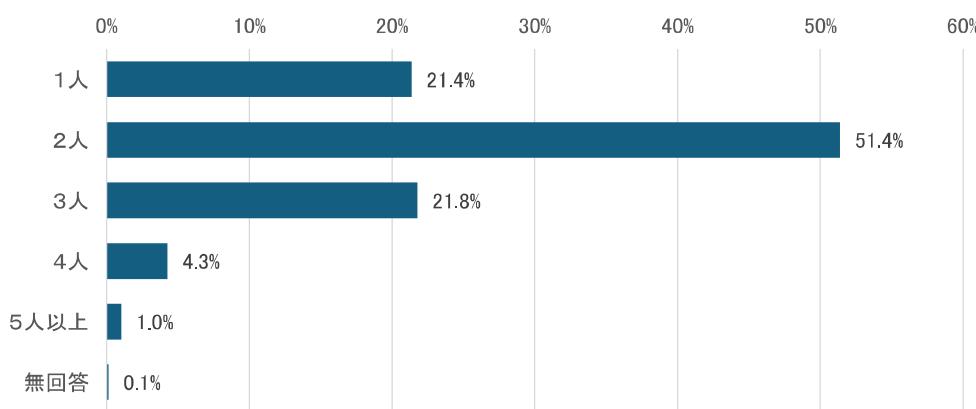
5 回収結果

対象人数	回答数	回答率
26,663人	6,093件	22.9%

問1 あなたのお子さん全員の人数をお知らせください。

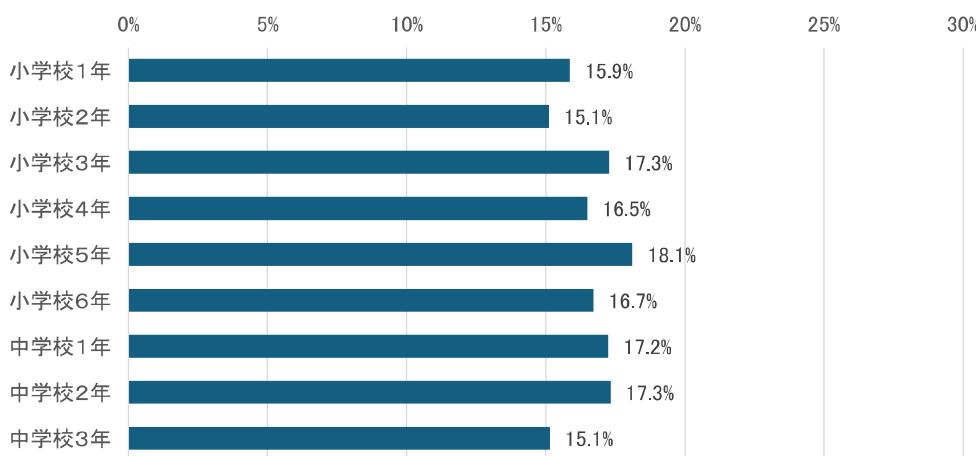
	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	計
回答数	1,302	3,131	1,327	261	63	9	6,093
割合	21.4%	51.4%	21.8%	4.3%	1.0%	0.1%	100.0%

全体(n=6,093)



問2 お子さんのうち、小中学校に通うお子さんの学年全てを選択してください。

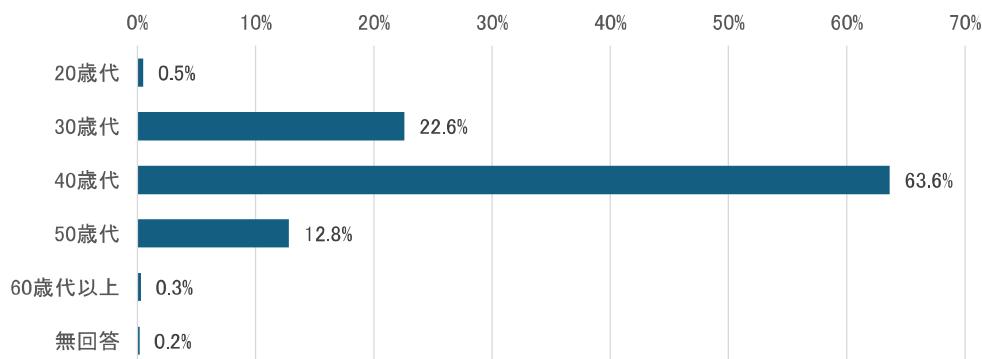
	小学校 1年	小学校 2年	小学校 3年	小学校 4年	小学校 5年	小学校 6年	中学校 1年	中学校 2年	中学校 3年
回答数	967	921	1,053	1,005	1,104	1,019	1,051	1,056	923
割合	15.9%	15.1%	17.3%	16.5%	18.1%	16.7%	17.2%	17.3%	15.1%



問3 あなたの年代についてお知らせください。

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	無回答	計
回答数	30	1,376	3,877	781	18	9	6,093
割合	0.5%	22.6%	63.6%	12.8%	0.3%	0.1%	100.0%

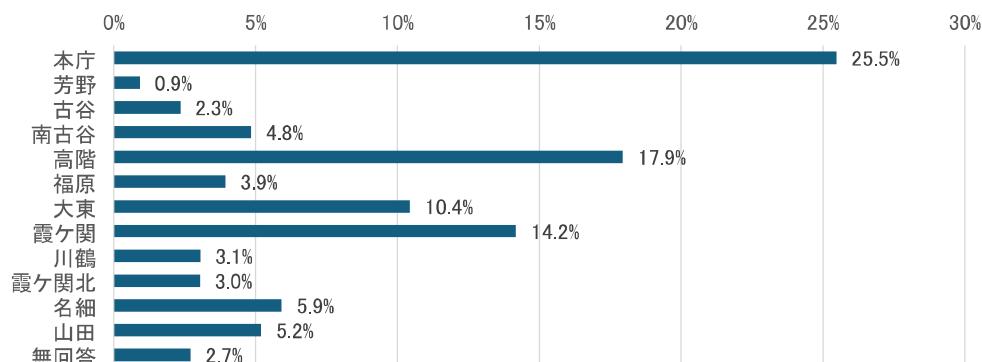
全体(n=6,093)



問4 あなたのお住いの地区をお知らせください。

	本庁	芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東
回答数	1,552	56	143	295	1,093	240	636
割合	25.5%	0.9%	2.3%	4.8%	17.9%	3.9%	10.4%
	霞ヶ関	川鶴	霞ヶ関北	名細	山田	無回答	計
回答数	864	186	185	361	317	165	6,093
割合	14.2%	3.1%	3.0%	5.9%	5.2%	2.7%	100.0%

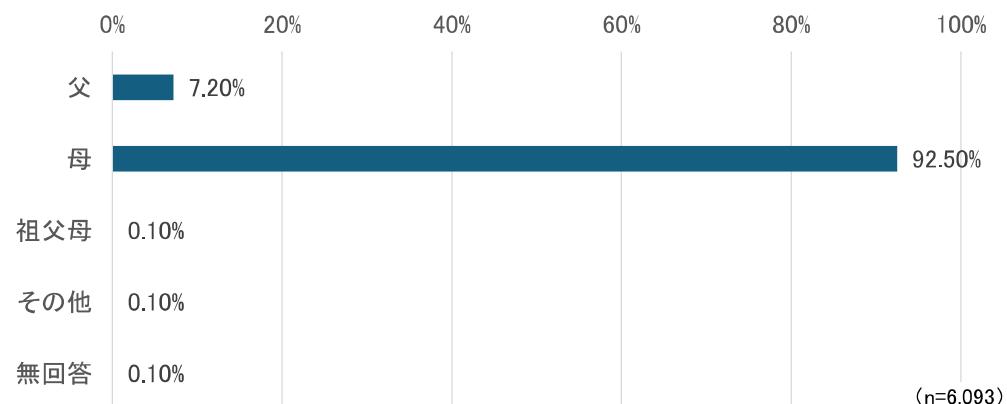
全体(n=6,093)



問5 あなたとお子さんとの続柄をお知らせください。

	父	母	祖父母	その他	無回答	計
回答数	437	5,636	9	5	6	6,093
割合	7.2%	92.5%	0.1%	0.1%	0.1%	100.0%

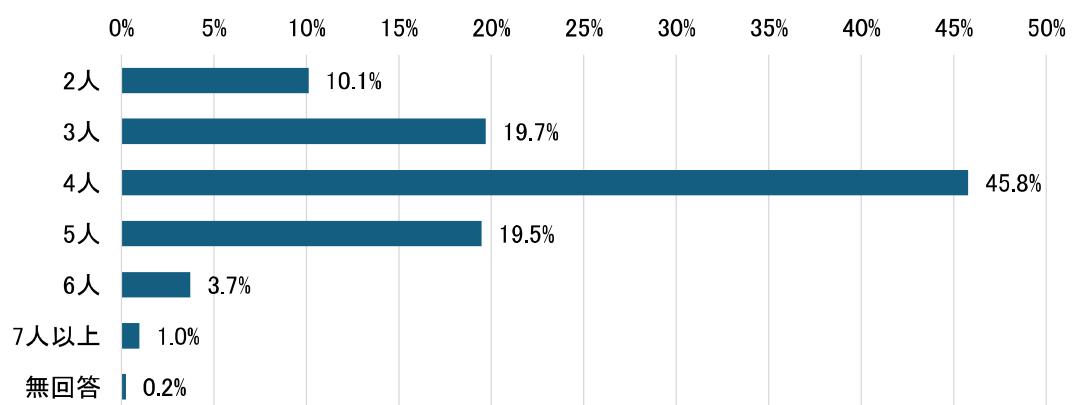
全体(n=6,093)



問6 あなたと生計をともにするご家族の人数をお知らせください。

	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	計
回答数	616	1,200	2,790	1,186	227	59	15	6,093
割合	10.1%	19.7%	45.8%	19.5%	3.7%	1.0%	0.2%	100.0%

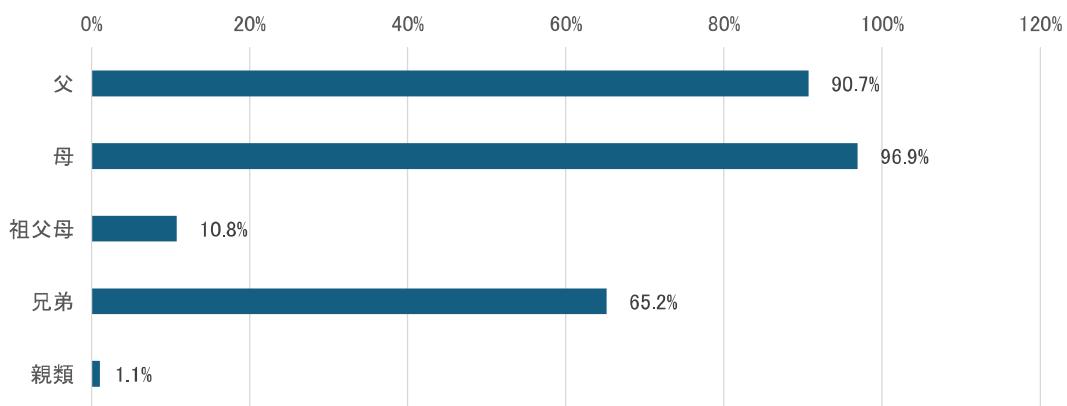
全体(n=6,093)



問7 お子さんからみて、現在同居している家族について当てはまるもの全て選択してください。

	父	母	祖父母	兄弟	親類
回答数	5,527	5,905	657	3,970	65
割合	90.7%	96.9%	10.8%	65.2%	1.1%

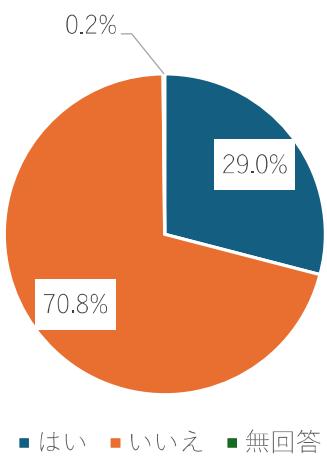
全体(n=6,093)



問8 あなたのご家庭で、現在ペットを飼っていますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	1,770	4,311	12	6,093
割合	29.0%	70.8%	0.2%	100.0%

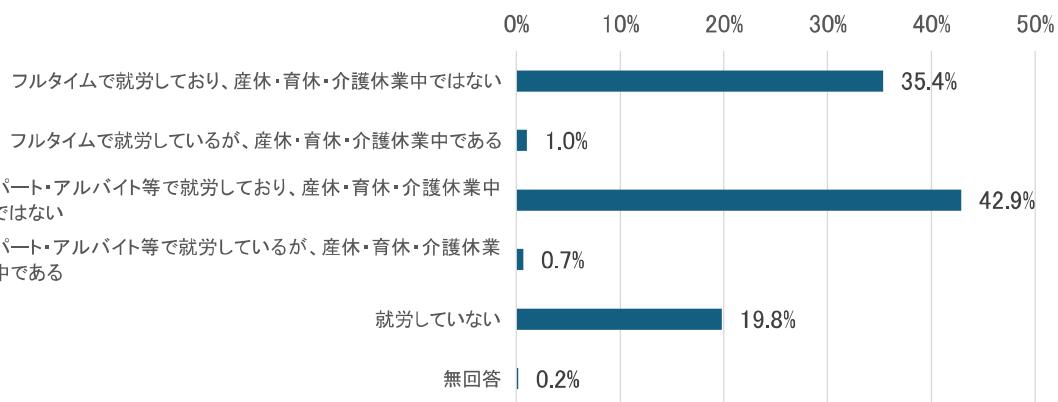
全体 (n=6,093)



問9 あなたの就労状況について、当てはまる番号1つ選択してください。

回答	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	就労していない	無回答	計
回答数	2,155	62	2,614	42	1,208	12	12
割合	35.4%	1.0%	42.9%	0.7%	19.8%	0.2%	0.2%

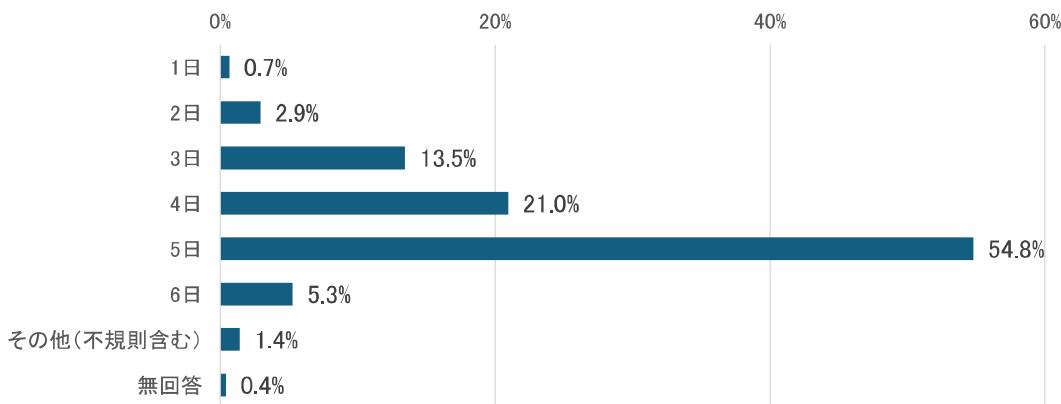
全体(n=6,093)



9-1 1週間当たりの「就労日数」を教えてください。

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	その他(不規則含む)	無回答	計
回答数	33	143	654	1,019	2,664	257	70	21	4,861
割合	0.7%	2.9%	13.5%	21.0%	54.8%	5.3%	1.4%	0.4%	100.0%

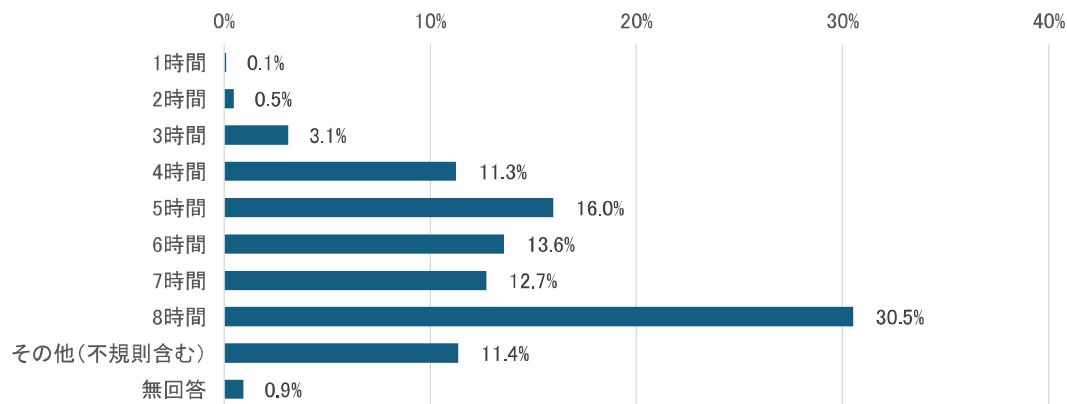
就労者(n=4,861)



9-2 1日当たりの「就労時間」を教えてください。（就労者：4,861）

	1 時間	2 時間	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	その他(不規則含む)	無回答	計
回答数	5	23	151	547	776	660	618	1,483	552	46	4,861
割合	0.1%	0.5%	3.1%	11.3%	16.0%	13.6%	12.7%	30.5%	11.4%	0.9%	100.0%

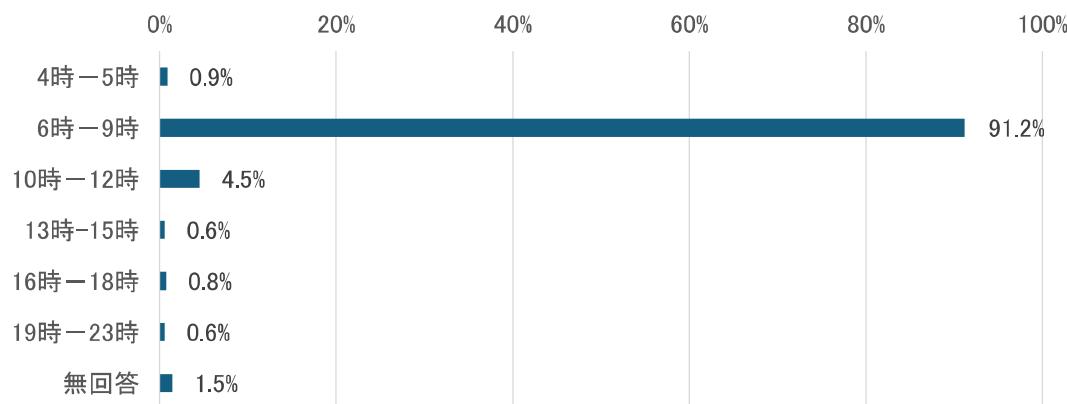
就労者(n=4,861)



9-3 家を出る時刻を教えてください。（就労者：4,861）

	4時 -5時	6時 -9時	10時 -12時	13時 -15時	16時 -18時	19時 -23時	無回答	計
回答数	43	4,432	221	29	37	28	71	4,861
割合	0.9%	91.2%	4.5%	0.6%	0.8%	0.6%	1.5%	100.0%

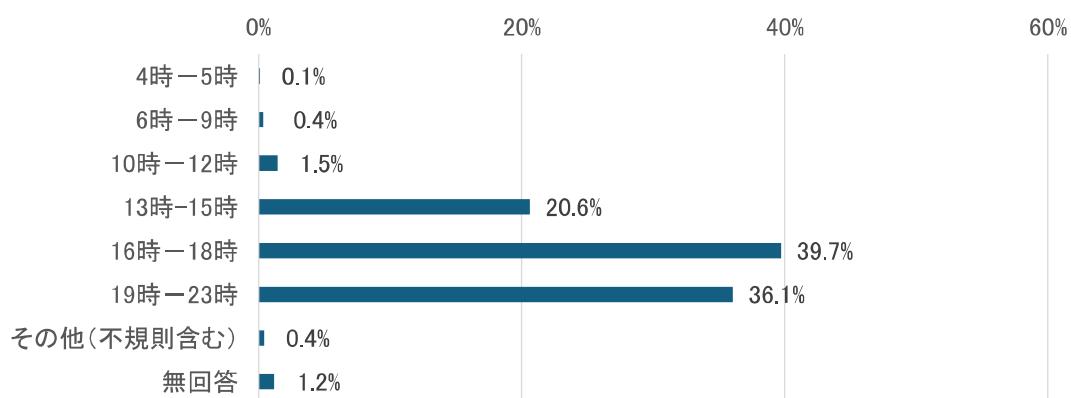
就労者(n=4,861)



9-4 帰宅時刻を教えてください。（就労者：4,861）

	4時 -5時	6時-9時	10時- 12時	13時-15時	16時- 18時	19時- 23時	その他 (不規則 含む)	無回答	計
回答数	5	18	71	1,003	1,931	1,753	21	59	4,861
割合	0.1%	0.4%	1.5%	20.6%	39.7%	36.1%	0.4%	1.2%	100.0%

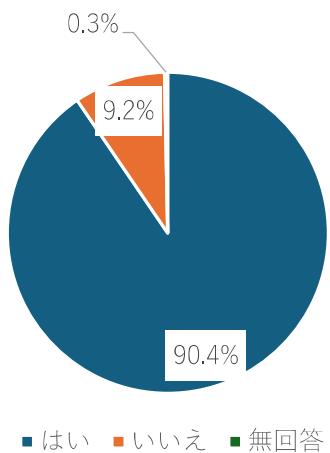
就労者（n=4,861）



問10 あなたには配偶者の方はいらっしゃいますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,510	562	21	6,093
割合	90.4%	9.2%	0.3%	100.0%

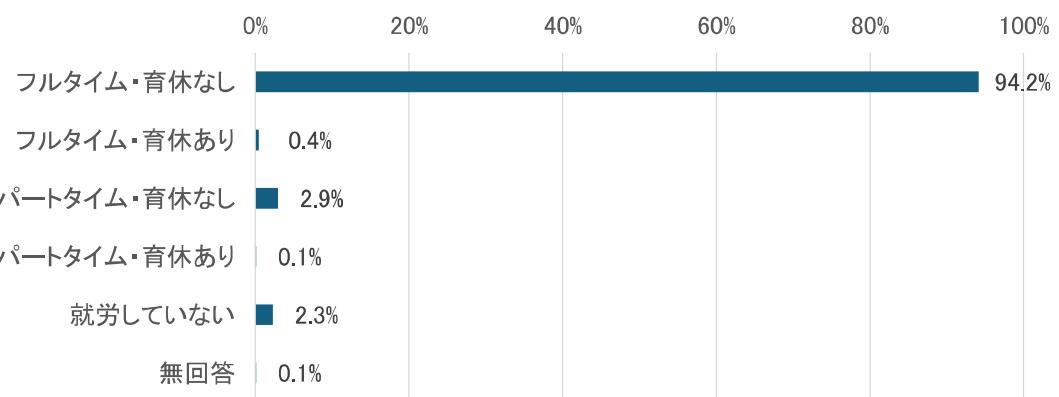
全体（n=6,093）



10-1 配偶者の方の就労状況について当てはまる番号 1つ選択してください。

	フルタイム・ 育休なし	フルタイム・ 育休あり	パートタイ ム・育休なし	パートタイ ム・育休あり	就労してい ない	無回答	計
回答数	5,189	23	162	5	126	5	5,510
割合	94.2%	0.4%	2.9%	0.1%	2.3%	0.1%	100.0%

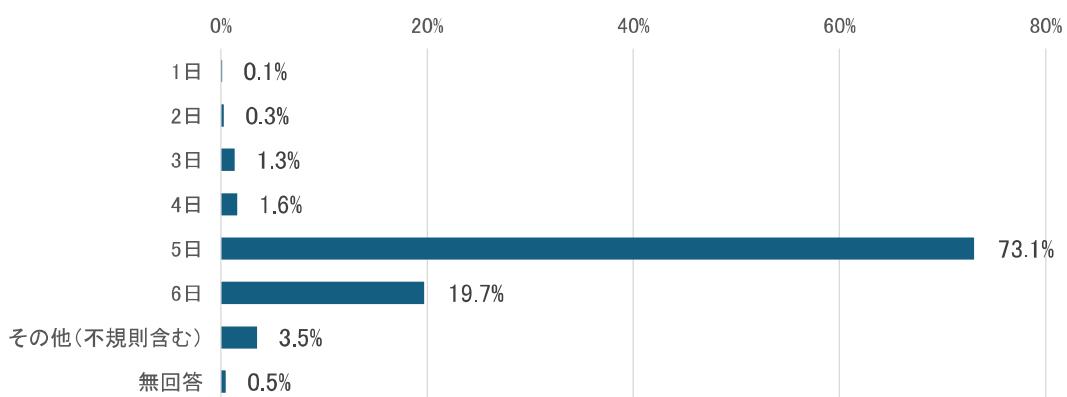
配偶者あり (n=5,510)



10-2 配偶者の方の1週間当たりの「就労日数」を教えてください。

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	その他 (不規則 含む)	無回答	計
回答数	5	15	72	84	3,930	1,060	188	25	5,379
割合	0.1%	0.3%	1.3%	1.6%	73.1%	19.7%	3.5%	0.5%	100.0%

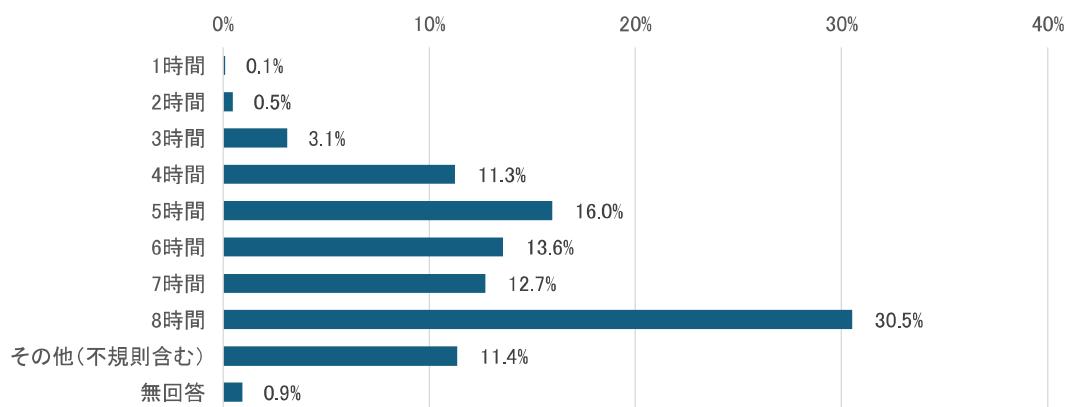
就労者 (n=5,379)



10-3 配偶者の方の1日当たりの「就労時間」を教えてください。

	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	その他 (不規則 含む)	無回答	計
回答数	0	4	8	27	42	58	136	2,101	2,937	66	5,379
割合	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.8%	1.1%	2.5%	39.1%	54.6%	1.2%	100.0%

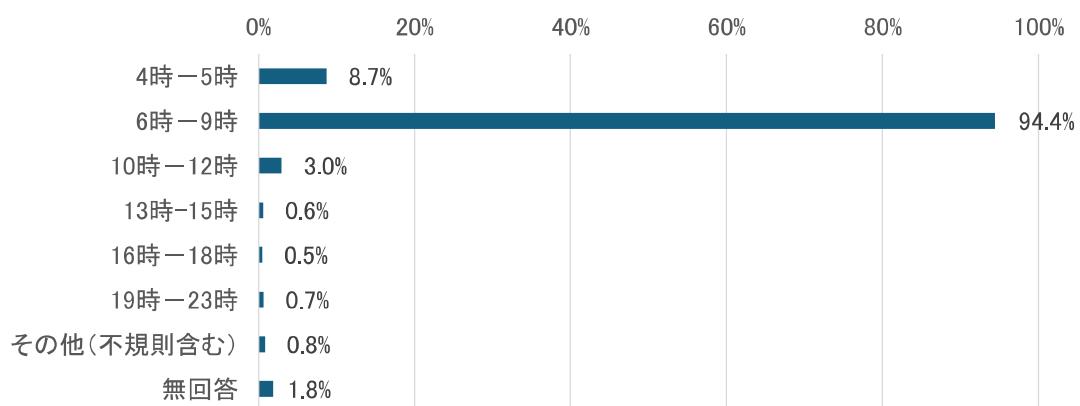
就労者 (n=5,379)



10-4 配偶者の方の家を出る時刻を教えてください。

	4時 -5時	6時 -9時	10時 -12時	13時 -15時	16時 -18時	19時 -23時	その他 (不規則 含む)	無回答	計
回答数	424	4,591	145	30	24	32	44	89	5,379
割合	8.7%	94.4%	3.0%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	1.8%	110.7%

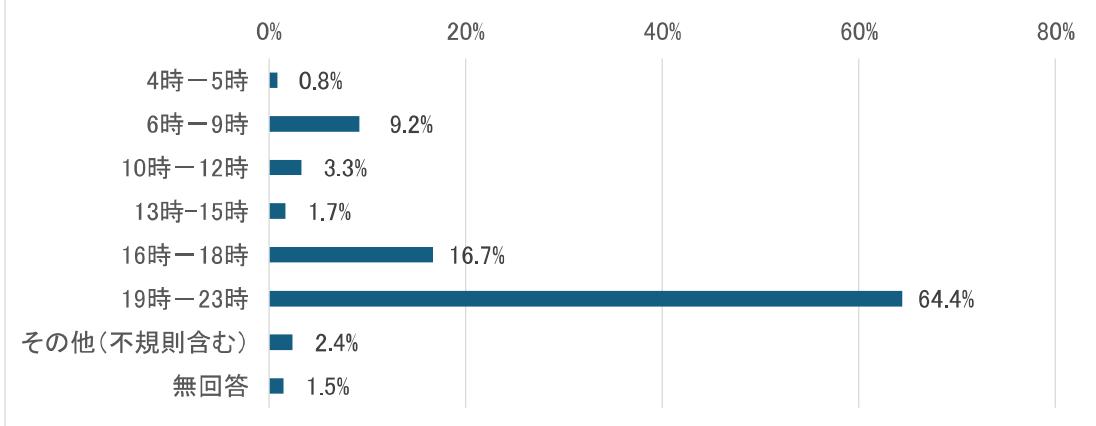
就労者 (n=5,379)



10-5 配偶者の方の帰宅時刻を教えてください。

	4時 -5時	6時 -9時	10時 -12時	13時 -15時	16時 -18時	19時 -23時	その他 (不規則 含む)	無回答	計
回答数	44	495	178	91	897	3,465	130	79	5,379
割合	0.8%	9.2%	3.3%	1.7%	16.7%	64.4%	2.4%	1.5%	100.0%

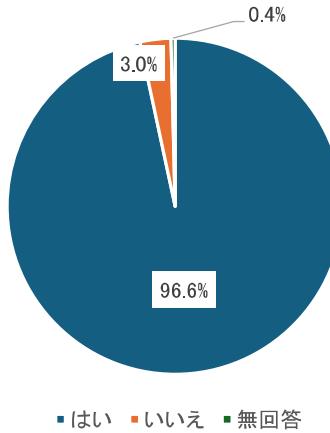
就労者 (n=5,379)



問 11 あなたのお子さんの現在の担任の先生の名前を答えられますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,888	182	23	6,093
割合	96.6%	3.0%	0.4%	100.0%

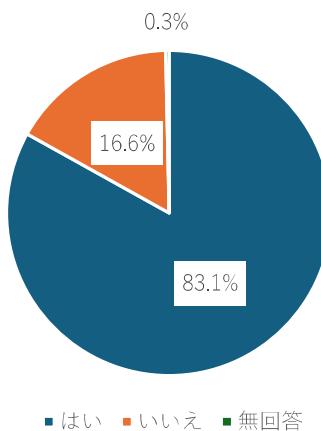
全体(n=6,039)



問 12 あなたのお子さんの現在の出席番号を覚えていますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,062	1,012	19	6,093
割合	83.1%	16.6%	0.3%	100.0%

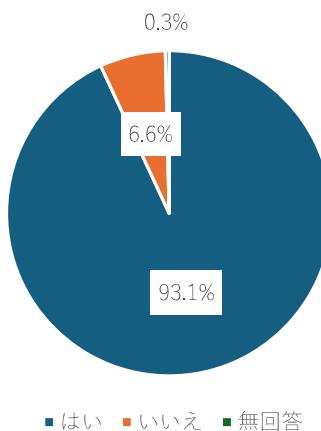
全体 (n=6,039)



問 13 あなたのお子さんのお友達の名前(ニックネームを含む)を3人以上答えられますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,672	400	21	6,093
割合	93.1%	6.6%	0.3%	100.0%

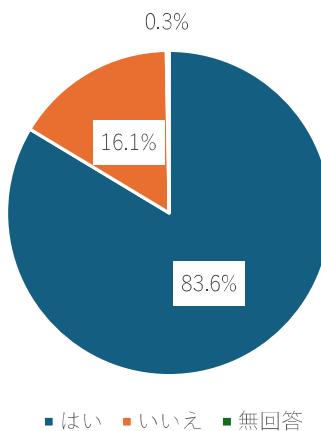
全体 (n=6,039)



問 14 あなたのお子さんは習い事をしていますか。 (学習塾及び地域のクラブ活動含む)

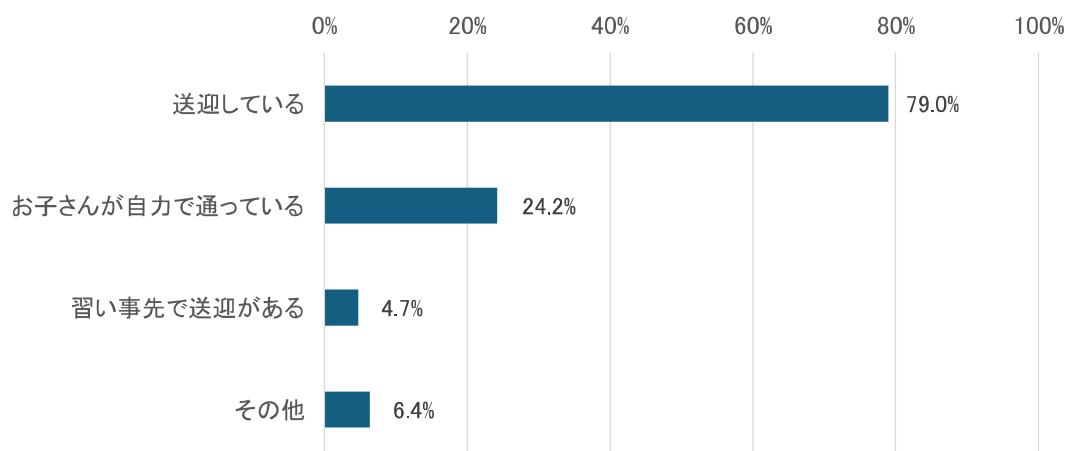
	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,095	982	16	6,093
割合	83.6%	16.1%	0.3%	100.0%

全体 (n=6,039)



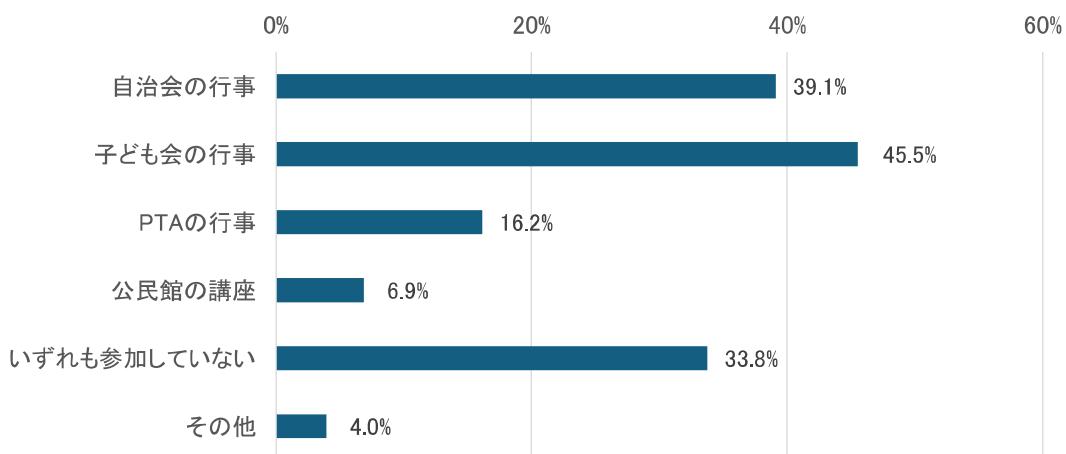
14-1 その習い事には保護者の方が送迎をされていますか。当てはまるもの全て選択してください。

	送迎している	お子さんが自力で通っている	習い事事前で送迎がある	その他	計
回答数	4,026	1,233	241	324	5,824
割合	79.0%	24.2%	4.7%	6.4%	114.3%



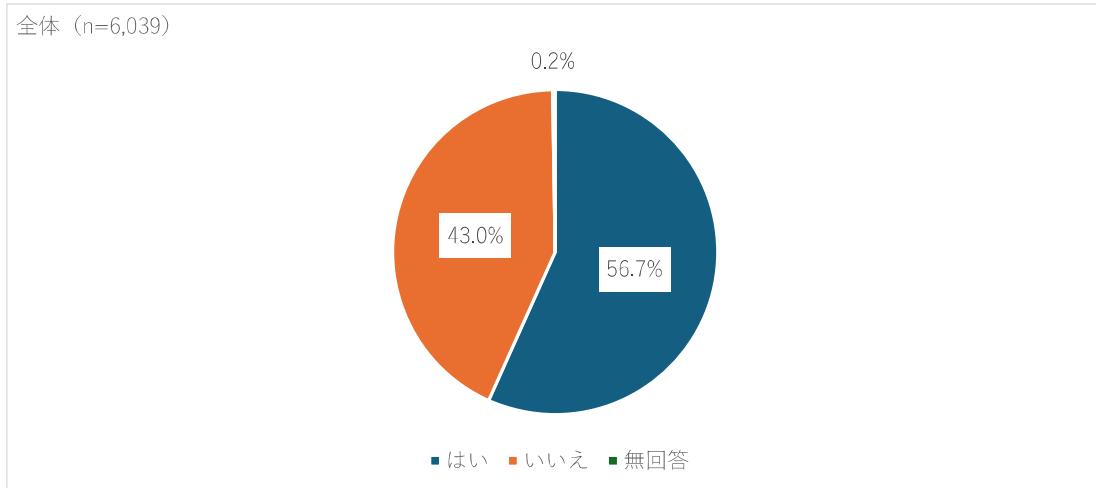
問 15 あなたのお子さんは、地域の行事等に参加していますか。当てはまるもの全て選択してください。

	自治会の行事	子ども会の行事	PTA の行事	公民館の講座	いずれも参 加していない	その他
回答数	2,384	2,775	985	420	2,058	242
割合	39.1%	45.5%	16.2%	6.9%	33.8%	4.0%



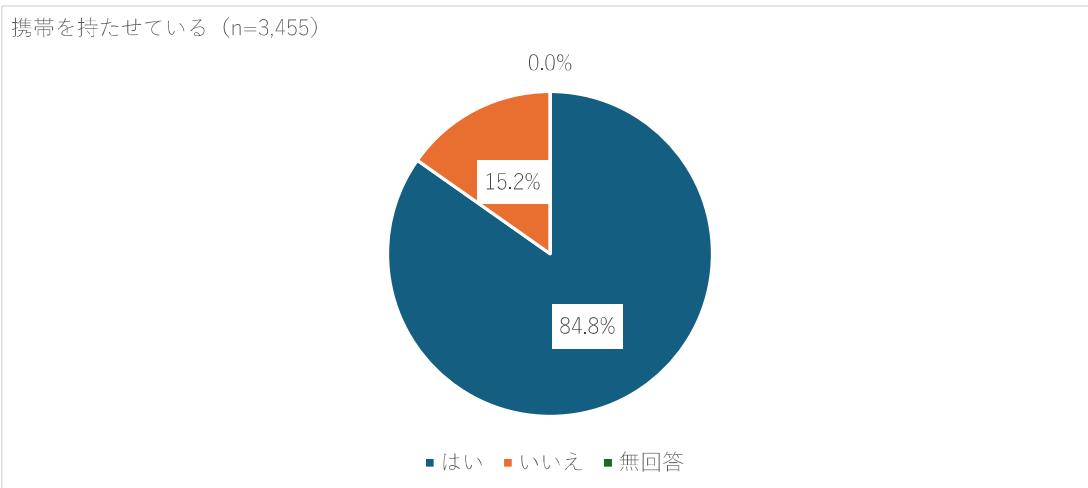
問 16 あなたはお子さんに携帯電話を持たせていますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	3,455	2,623	15	6,093
割合	56.7%	43.0%	0.2%	100.0%



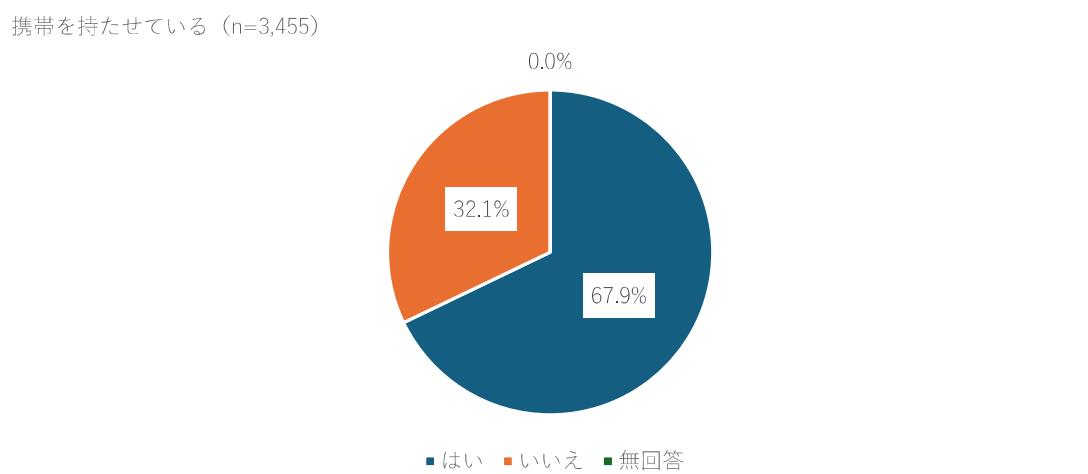
16-1 フィルタリングサービスなど、お子さんの携帯電話の使用を制限する機能を利用していますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	2,929	526	0	3,455
割合	84.8%	15.2%	0.0%	100.0%



16-2 家族のグループLINEを作っていますか。

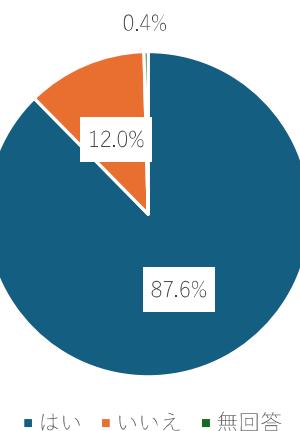
	はい	いいえ	無回答	計
回答数	2,345	1,110	0	3,455
割合	67.9%	32.1%	0.0%	100.0%



問17 あなたのお子さんはゲーム（携帯ゲームを含む）をしていますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,340	730	23	6,093
割合	87.6%	12.0%	0.4%	100.0%

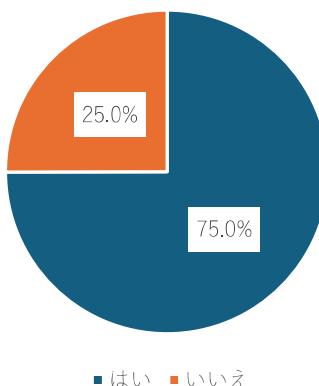
全体 (n=6,093)



17-1 あなたのご家庭では、制限時間を設けるなどルールを決めていますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	4,004	1,336	0	5,340
割合	75.0%	25.0%	0.0%	100.0%

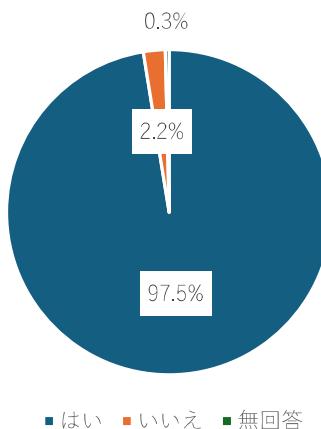
ゲームをしている (n=5,340)



問 18 家族全員が揃う日がありますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,939	133	21	6,093
割合	97.5%	2.2%	0.3%	100.0%

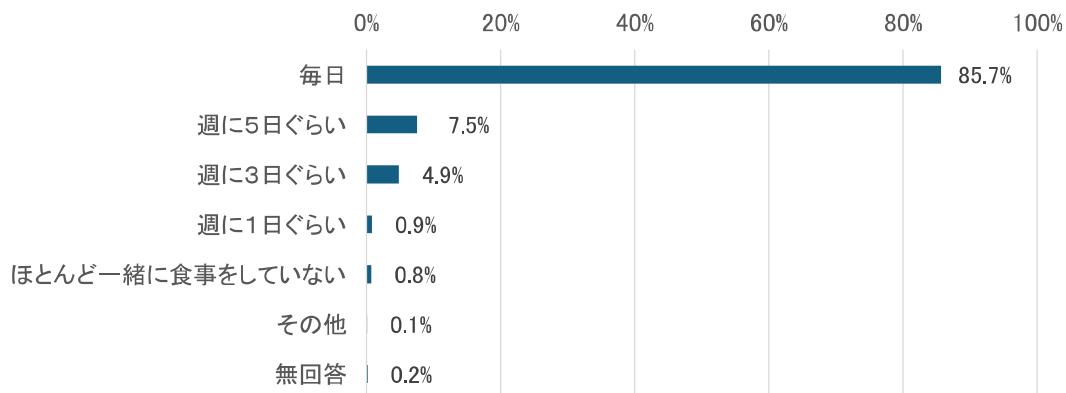
全体 (n=6,093)



問 19 保護者の方のどなたかが、お子さんと一緒に食事をしていますか。当てはまるもの1つ選択してください。

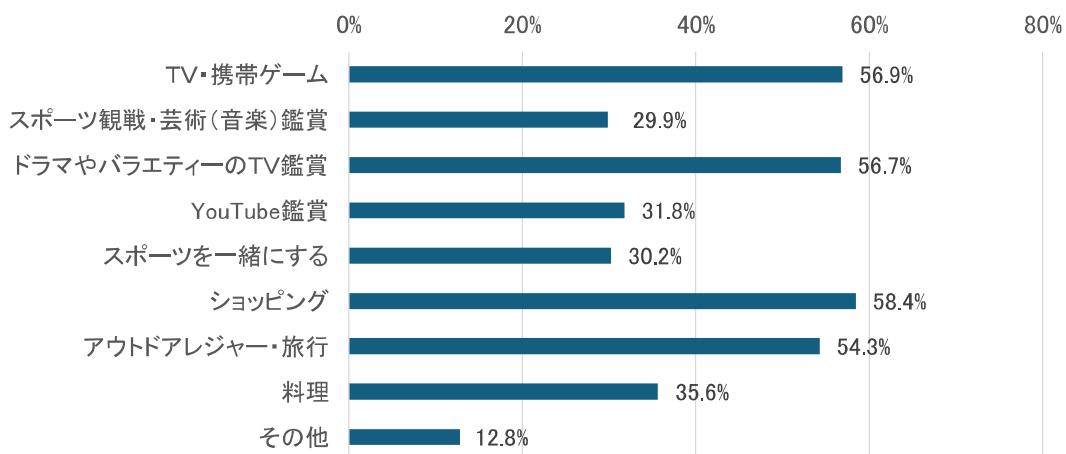
	毎日	週に5日ぐらい	週に3日ぐらい	週に1日ぐらい	ほとんど一緒に食事をしていない	その他	無回答	計
回答数	5,220	459	297	52	47	7	11	6,093
割合	85.7%	7.5%	4.9%	0.9%	0.8%	0.1%	0.2%	100.0%

全体 (n=6,093)



問 20 親子で一緒に楽しんでいることはありますか。当てはまるもの全て選んでください。

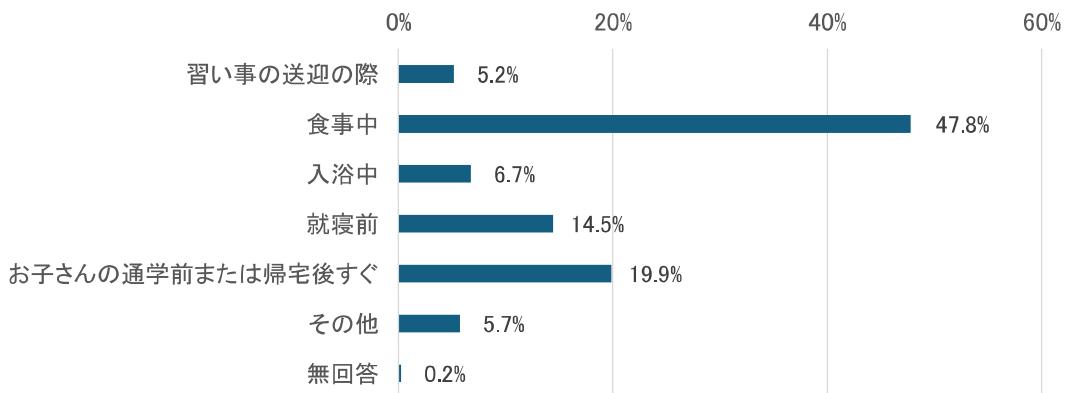
	TV・携帯ゲーム	スポーツ観戦・芸術(音楽)鑑賞	ドラマやバラエティーのTV鑑賞	YouTube鑑賞	スポーツと一緒にする	ショッピング	アウトドアレジャー・旅行	料理	その他
回答数	3,468	1,820	3,456	1,938	1,843	3,561	3,308	2,172	780
割合	56.9%	29.9%	56.7%	31.8%	30.2%	58.4%	54.3%	35.6%	12.8%



問 21 保護者の方とお子さんとの会話が多いのはいつですか。もっとも当てはまるもの1つ選んでください。

	習い事の送迎の際	食事中	入浴中	就寝前	お子さんの通学前または帰宅後すぐ	その他	無回答	計
回答数	315	2,911	411	881	1,211	349	15	6,093
割合	5.2%	47.8%	6.7%	14.5%	19.9%	5.7%	0.2%	100.0%

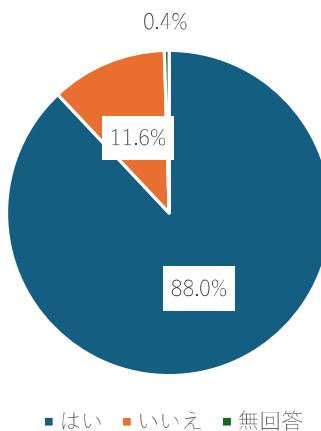
全体 (n=6,093)



問 22 お子さんは、悩み事がある場合、家族に相談してきますか。

	はい	いいえ	無回答	計
回答数	5,362	704	27	6,093
割合	88.0%	11.6%	0.4%	100.0%

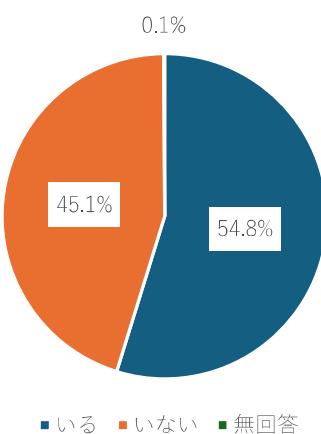
全体 (n=6,093)



問 23 日頃あなたのお子さんの面倒を見てくれる人が近くにいますか。

	いる	いない	無回答	計
回答数	3,338	2,747	8	6,093
割合	54.8%	45.1%	0.1%	100.0%

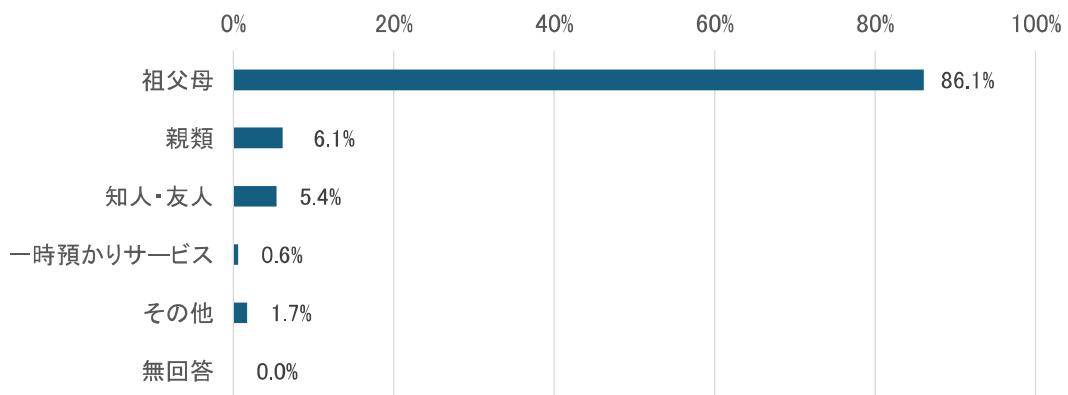
全体 (n=6,093)



23-1 面倒を見てくれる方は、どなたですか。もっとも頻度の高い方1つ選択してください。

	祖父母	親類	知人・友人	一時預かりサービス	その他	無回答	計
回答数	2,873	205	180	21	58	1	3,338
割合	86.1%	6.1%	5.4%	0.6%	1.7%	0.0%	100.0%

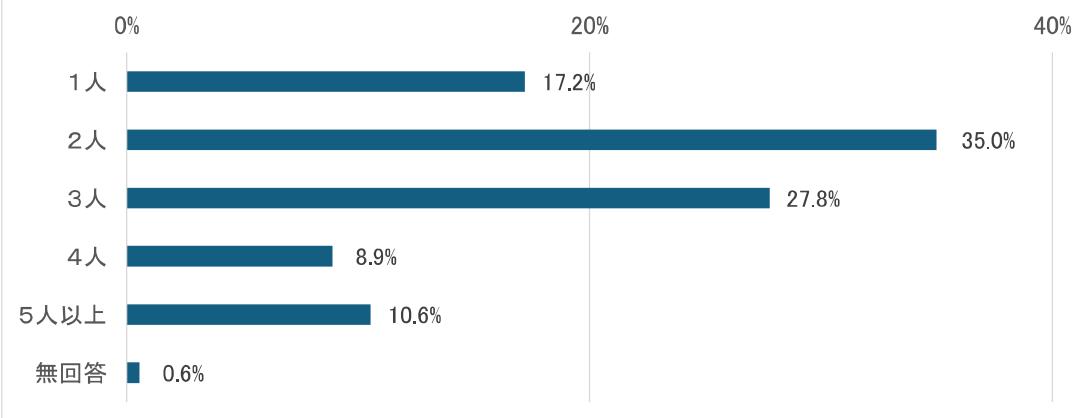
面倒を見てくれる人がいる (n=3,338)



23-2 面倒を見てくれる知人・友人は何人いますか。

	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	計
回答数	31	63	50	16	19	1	180
割合	17.2%	35.0%	27.8%	8.9%	10.6%	0.6%	100.0%

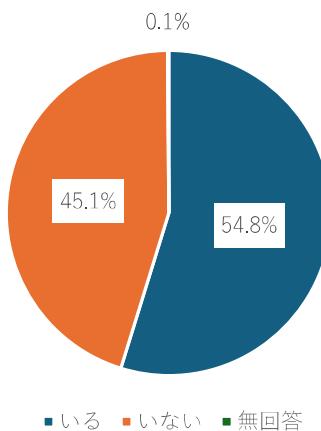
面倒を見てくれる知人・友人 (n=180)



問 24 あなたには、お子さんを通して知り合った友達（ママ友・パパ友など）はいますか。

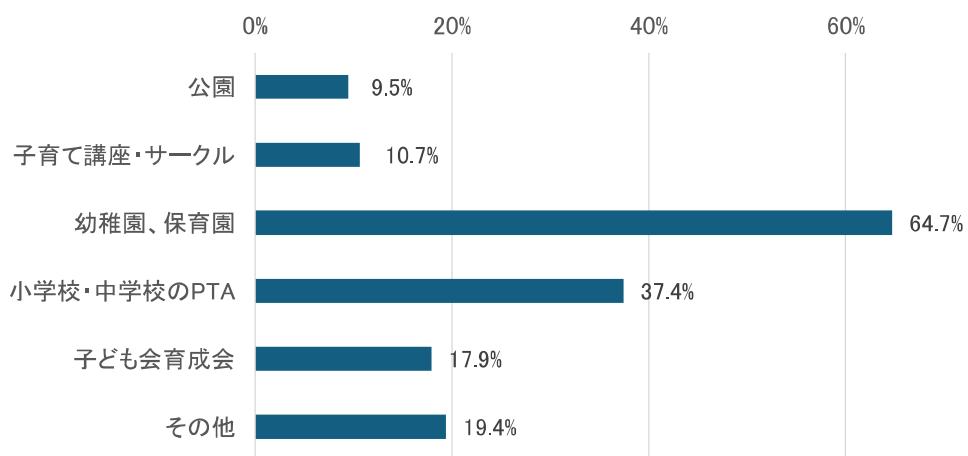
	いる	いない	無回答	計
回答数	5,335	737	21	6,093
割合	87.6%	12.1%	0.3%	100.0%

全体 (n=6,093)



24-1 ママ友・パパ友等と知り合った場所はどこですか。当てはまるもの全て選択してください。

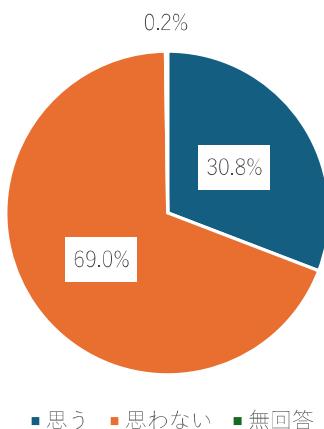
	公園	子育て講座・サークル	幼稚園、保育園	小学校・中学校のPTA	子ども会育成会	その他
回答数	576	650	3,944	2,280	1,092	1,182
割合	9.5%	10.7%	64.7%	37.4%	17.9%	19.4%



問 25 保護者同士のつながりの機会や場を増やしたいと思いますか。

	思う	思わない	無回答	計
回答数	1,877	4,202	14	6,093
割合	30.8%	69.0%	0.2%	100.0%

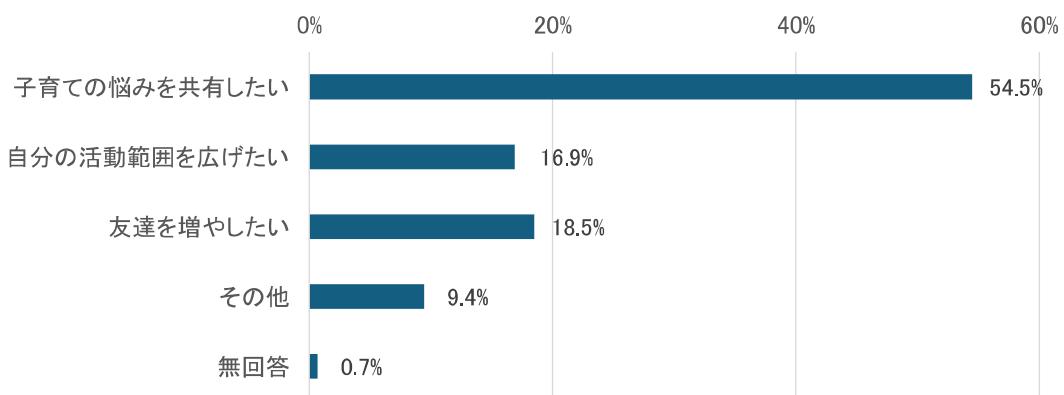
全体 (n=6,093)



25-1 思うと選択したのはなぜですか。もっとも当てはまるもの1つ選択してください。

	子育ての悩みを共有したい	自分の活動範囲を広げたい	友達を増やしたい	その他	無回答	計
回答数	1,023	317	347	177	13	1,877
割合	54.5%	16.9%	18.5%	9.4%	0.7%	100.0%

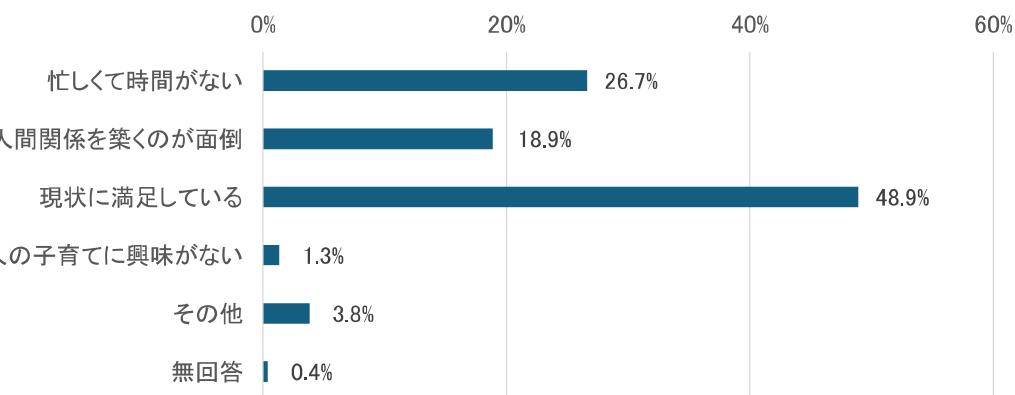
全体 (n=6,093)



問 25-2 思わないと選択したのはなぜですか。もっとも当てはまるもの1つ選択してください。

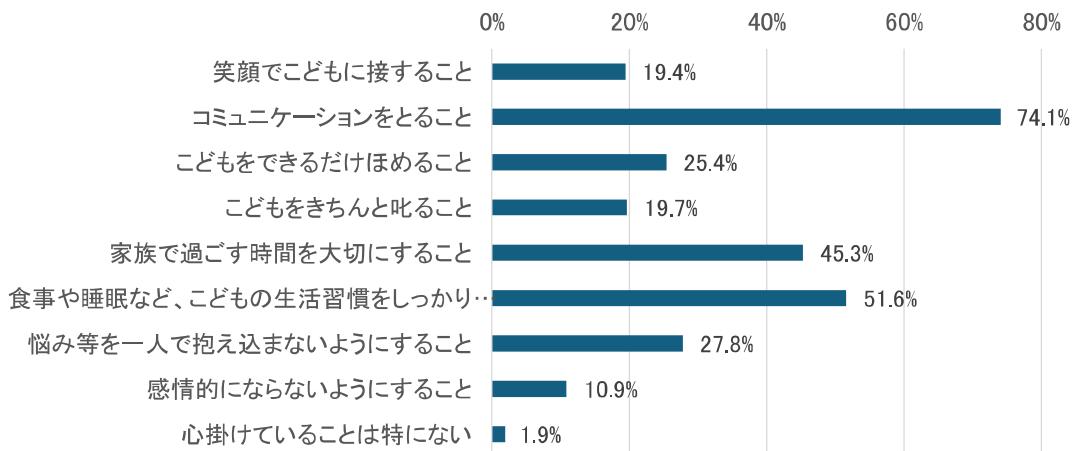
	忙しくて時間がない	人間関係を築くのが面倒	現状に満足している	他人の子育てに興味がない	その他	無回答	計
回答数	1,120	793	2,056	56	160	17	4,202
割合	26.7%	18.9%	48.9%	1.3%	3.8%	0.4%	100.0%

思わない (n=4,202)



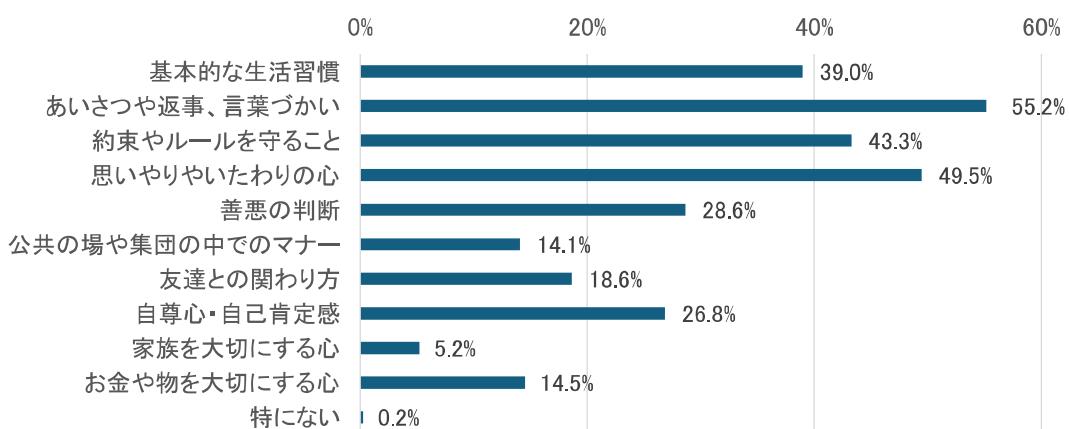
問 26 子育てで大切にしていることはありますか。重視するものを3つ選択してください。

	笑顔で子どもに接すること	コミュニケーションをとること	こどもをできるだけほめること	こどもをきちんと叱ること	家族で過ごす時間を大切にすること	食事や睡眠など、子どもの生活習慣をしっかりとサポートすること	悩み等を一人で抱え込まないようになること	感情的にならないようにすること	心掛けていることは特にない
回答数	1,183	4,517	1,549	1,199	2,761	3,145	1,694	662	114
割合	19.4%	74.1%	25.4%	19.7%	45.3%	51.6%	27.8%	10.9%	1.9%



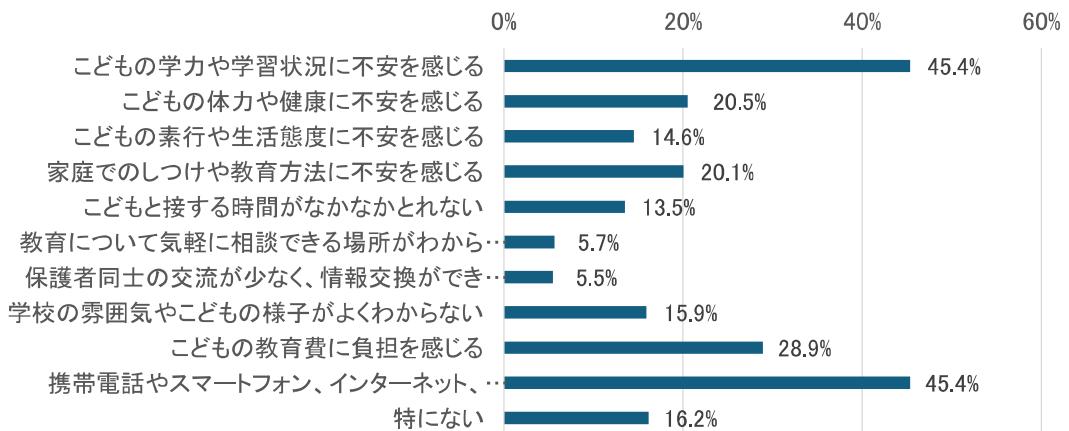
問27 お子さんに身に付けさせたいと思っていることはありますか。重視するものを3つ選択してください。

	基本的な生活習慣	あいさつや返事、言葉づかい	約束やルールを守ること	思いやりやいたわりの心	善悪の判断	公共の場や集団の中でのマナー	友達との関わり方	自尊心・自己肯定感	家族を大切にする心	お金や物を大切にする心	特づい
回答数	2,375	3,362	2,638	3,014	1,745	857	1,135	1,635	317	884	15
割合	39.0%	55.2%	43.3%	49.5%	28.6%	14.1%	18.6%	26.8%	5.2%	14.5%	0.2%



問28 家庭での教育について困っていることはありますか。最も困っているもの3つ選択してください。

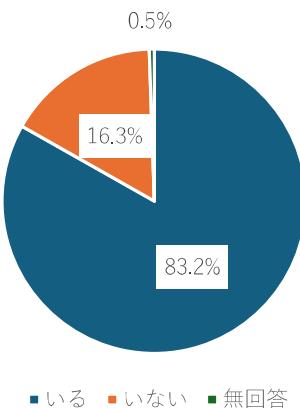
	子どもの学力や学習状況に不安を感じる	子どもの体力や健康に不安を感じる	子どもの素行や生活態度に不安を感じる	家庭でのしつけや教育方法に不安を感じる	子どもと接する時間がなかなかとれない	教育について気軽に相談できる場所がわからない	保護者同士の交流が少なく、情報交換ができない	学校の雰囲気や子どもの様子がよくわからない	子どもの教育費に負担を感じる	スマホ、インターネット、ゲーム機などの使い方に不安を感じる	持づい
回答数	2,765	1,252	887	1,223	823	346	333	971	1,763	2,764	986
割合	45.4%	20.5%	14.6%	20.1%	13.5%	5.7%	5.5%	15.9%	28.9%	45.4%	16.2%



問 29 お子さんことで悩んだ時に、家族以外で相談できる知人はいますか。

	いる	いない	無回答	計
回答数	5,069	992	32	6,093
割合	83.2%	16.3%	0.5%	100.0%

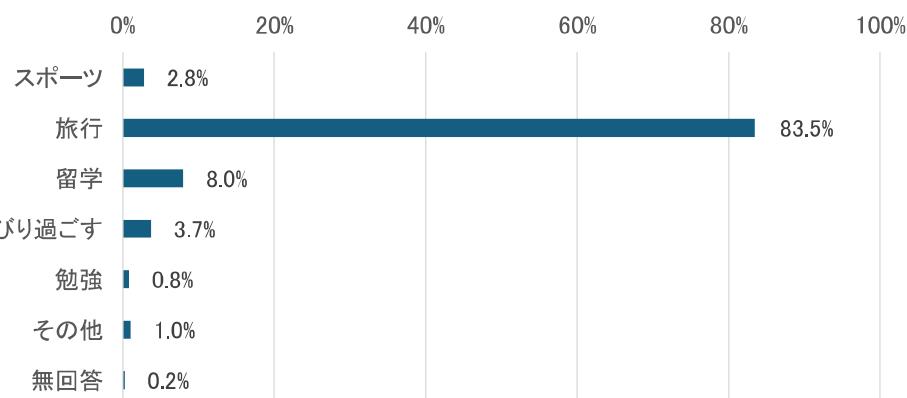
全体 (n=6,093)



問 30 時間と経済的に余裕ができたら、家族でやってみたいことはありますか。もっとも当てはまるもの1つ選択してください。

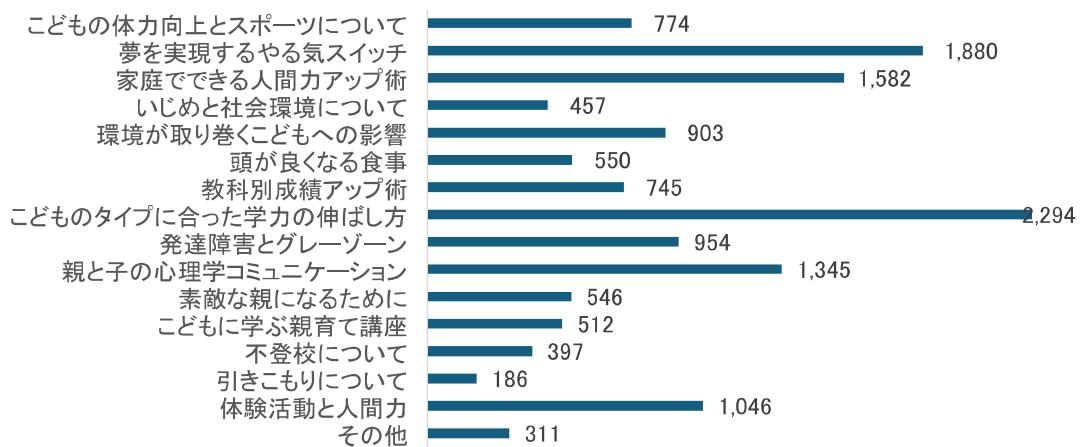
	スポーツ	旅行	留学	何もせずのんびり過ごす	勉強	その他	無回答	計
回答数	170	5,085	485	226	50	63	14	6,093
割合	2.8%	83.5%	8.0%	3.7%	0.8%	1.0%	0.2%	100.0%

全体 (n=6,093)



問31 今、聞きたい講演会の演題は何ですか。当てはまるもの全て選択してください。

	子どもの体力向上とスポーツについて	夢を実現するやる気スイッチ	家庭でできる人間力アップ術	いじめと社会環境について	環境が取り巻く子どもへの影響	頭が良くなる食事	教科別成績アップ術	子どものタイプに合った学力の伸ばし方
回答数	774	1,880	1,582	457	903	550	745	2,294
発達障害とグレーゾーン	親と子の心理コミュニケーション	素敵な親になるために	子どもに学ぶ親育て講座	不登校について	引きこもりについて	体験活動と人間力	その他	
0	1,345	546	512	397	186	1,046	311	



協議事項(1)

令和8年度川越市教職員研修計画の方
針等について

(教育センター)

令和8年度川越市教職員研修計画

1 計画策定の趣旨

教育公務員特例法第22条の三では、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を参照し、「校長及び教員としての資質に関する指標」(以下「指標」とする。)を定めることとされています。

また、同法第22条の四では、研修実施者は指標を踏まえ、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めることとされています。

川越市教育委員会では、埼玉県教育委員会が策定した「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、川越市の求める教職員像の具現化に資するため、「川越市教職員研修計画」を策定します。

2 川越市の求める教職員像 ◆活力に満ちた教職員◆

- 1 教育者としての使命感、責任感をもち、指導力のある意欲的な教職員
- 2 児童生徒理解に基づく教育を推進する人間性豊かな教職員
- 3 時代の変化に対応した魅力ある教育の創造に全力をあげる教職員

3 川越市教職員研修の内容に係る基本方針

中核市として、川越市教育委員会の権限と責任に基づき、本市教職員の資質・能力の向上を目指した研修の一層の充実・発展を図るため、以下の事項を川越市教職員研修の内容に係る基本方針とします。

- (1) 教職員の経験や職務内容に応じ、専門的な知識及び技能の習得を目指す研修を実施します。
- (2) 児童生徒理解を基盤として、児童生徒の「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成をねらいとした指導方法の工夫・改善に資する研修を実施します。
- (3) 社会の変化や川越市立学校の様々な教育課題に対応し、学校教育の改善に資する研修を実施します。
- (4) 公教育に携わる教職員として、人間性や識見を高めるとともに、社会の構成員としての視野を広げる研修を実施します。
- (5) 地域社会や関係諸機関等との関連を生かし、各学校の特色ある学校づくりに資する研修を実施します。

4 令和8年度川越市教職員研修計画における各研修の策定方針

上記1～3及び国・県の動向等を踏まえ、令和7年度川越市教職員研修計画における各研修は以下(1)～(3)の方針を基に策定します。

- (1) 「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、各教職員が各ステージにおいて求められる資質を身に付けられるようにするとともに、学び続ける教師の育成に資する研修とします。
- (2) 国の提言等や、県の動向を踏まえつつ、本市の喫緊の課題の改善や解決につながる研修とします。
- (3) 効果的・効率的な研修体制を整備します。

5 計画の期間

令和8年度(1年間)

6 対象

校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務職員、会計年度任用職員等

7 令和8年度に重点を置いて実施する研修

本市の課題を踏まえ、以下の研修に重点を置いて実施します。

最重点研修

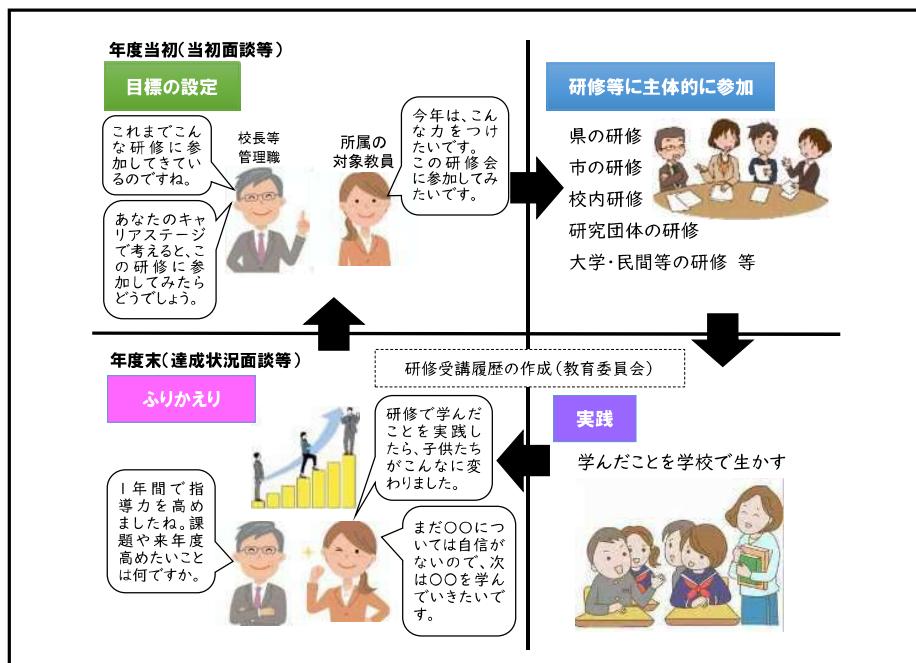
- ◎ 川越市小・中学生学力向上プランに基づく「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業力の向上を図る研修
- ◎ 児童生徒の情報活用能力を育むICT活用指導力の向上を図る研修
- ◎ 各学校の実態に応じたふるさと学習の推進を図るための研修



- 社会に開かれた教育課程の実現を図る研修
- 学級経営充実のための指導力向上を図る研修
- 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図る研修
- いじめ、不登校等の対策を推進するための資質・能力の向上を図る研修
- 教職員の不祥事防止を徹底するための研修

8 研修履歴の記録及び資質の向上に関する指導助言等（対話に基づく受講奨励）

研修履歴の記録を活用し、教師が自らの学びを振り返るとともに、教師と管理職等が対話をを行う中で、教師自らの研修ニーズ、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえ、本人の意向を十分くみとりながら、必要な学びを主体的に行うことで、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的として実施します。



9 川越市教育委員会 教職員研修の概要

(1) 専門研修 教職員が希望して受講する研修です。

管理職との対話(対話に基づく受講奨励)を参考に、教職員の主体性や希望に基づき、自己の専門的知識及び技能の習得や、幅広い実践的指導力の向上を目指すために主体的に選択する研修です。

(2) 経験者研修 教職員が経験段階に応じて受講する研修です。

職務遂行に必要な知識・技能等の習得を図ります。

種別	研修名（対象校種）	研修主催者
初任者研修	初任者研修(小・中学校)	川越市教委
	初任者研修(特・高等学校)	埼玉県教委
新規採用等 教職員研修	新任転入等養護教諭研修会	川越市教委
	新任転入等学校事務職員研修会	
	臨時の任用職員研修会(小・中・特別支援学校)	
教職員 経験者研修	新規採用養護教諭研修会	埼玉県教委
	新規採用栄養教諭研修会	
	新任学校事務職員研修会	
教職員 経験者研修	指導力スキルアップ研修(小・中学校)	川越市教委
	5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修(小・中学校)	
	20年経験者研修(市立学校)	
	5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修(特・高等学校教諭及び市立学校の養護教諭及び栄養教諭等)	埼玉県教委

(3) 特定研修 本市の喫緊の教育課題の解決に向けた研修(悉皆研修)です。

学校や本市の教育活動の推進に必要な特定の職務遂行に関する専門的な知識及び技能の習得を図ります。受講者には、校内においてその職務遂行の中心者となることが期待されています。

主に、「7 令和8年度に重点を置いて実施する研修」が該当します。なお、対象者、対象校種等は研修によって異なります。

(4) 管理職等研修 校長、教頭、主幹教諭を対象にした研修です。

管理職として必要な総合的マネジメント能力を身に付け、リーダーシップを発揮するための資質・能力の向上と、併せて、教職員に対して指導・助言する力量を高めるための研修です。

(5) 要請研修 学校の要請に基づいて、指導力向上のための支援を行う研修です。

○ 訪問指導研修

校長の要請に応じて、指導主事等が学校を訪問し、校内研修等の指導を行う研修を行います。

○ 来訪指導研修

校長から指定された教職員を対象に、指導主事等が指導助言を行う研修です。校長は、事前に川越市教育委員会と話し合い、研修計画を立案することが必要です。

(6) 川越市会計年度任用職員のための研修会

川越市の会計年度任用職員が、職務を遂行するために必要な知識・技能等の習得を図るための研修です。

(7) 埼玉県教育委員会等研修（県立総合教育センターを含む） 埼玉県教育委員会が実施する研修です。

広い視野から本市の教育推進に資する専門的な知識・技能の習得を図ります。

川越市立教育センターをはじめ、所管の各課において取りまとめて依頼します。

○ 派遣研修

現職のままで、勤務校を離れ、長期にわたる研修により、幅広い視野から教育実践に資する専門的な知識・技術の習得を図る研修です。

派遣研修は、推薦及び選考による研修です。

○ 特定研修

学校や地域の教育活動に必要な専門的な知識・技能や、先進的で高度な教育課題に関する内容の習得を図ります。

○ 専門研修

県立総合教育センターで、専門的な知識・技能の習得を図る研修です。

教職員の希望により参加できますが、川越市から参加できる教職員数に限りがありますので希望人数が多い場合は参加できないこともあります。

令和8年度 川越市教職員研修計画 活用方法

教員の皆様へ

以下の(1)~(5)の手順を参考に、教員としての資質を向上させていきましょう。

参照するページ、資料名

P.63~66 「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」

P.3~5 「川越市教職員 キャリアアップデザインシート」

(1) 「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を見て、

A~Eの各指標について、
研修前の自身のキャリアステージは1~4のどこか、確認します。

(2) 「川越市教職員キャリアアップデザインシート」の「研修前自己診断」の欄に、(1)で選択した自身のステージ(1~4の数字)を記入し、「特に力を入れたい項目」の欄に○を記入しましょう。

(3) 経験年数、校務分掌等により、今年度受講することになっている研修や、自主的に受講する研修がある場合は、整理しておきましょう(目安:当初面談前)。

※その後、当初面談等で管理職と話合いを行います。対話に基づく受講奨励

(4) (1)、(2)の内容及び管理職との対話の内容を踏まえ、今年度、教員としての資質能力の向上を図るために重点的に取り組みたいことをまとめましょう。(目安:当初面談後)

(5) 研修及び実践後、今年度の反省(成果、課題等)を整理しておきましょう。また管理職との対話後に、今年度の反省を改めてまとめましょう。

※ 埼玉県立総合教育センターが主催する専門研修の受講を希望する場合は、令和8年〇月〇日までに管理職に申し出てください。申込み方法の詳細は、P.60を確認してください。

学校管理職の皆様へ

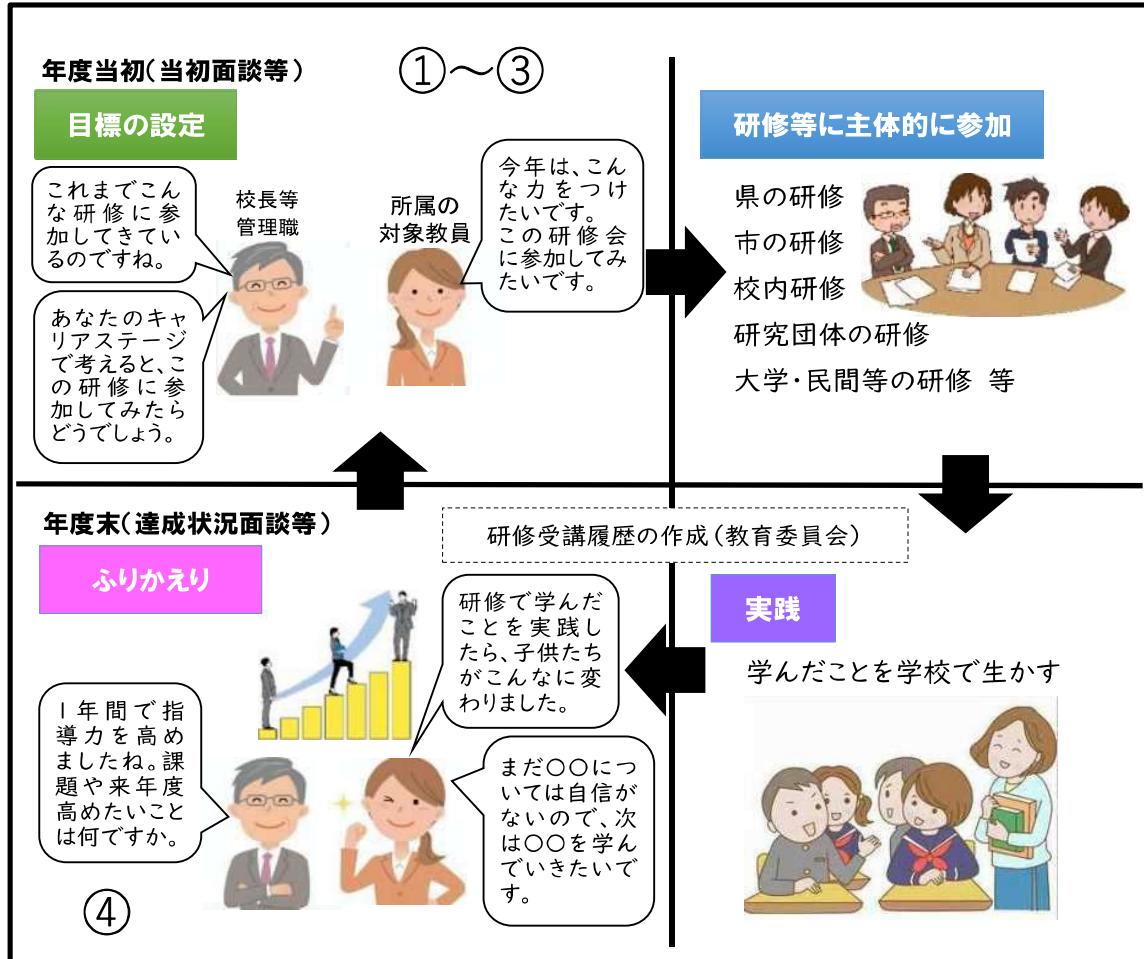
教育公務員特例法（令和5年4月1日施行）第22条の五及び第22条の六第2項の規定に基づき、研修履歴の記録の作成と資質の向上に関する指導助言等（以下、「対話に基づく受講奨励」）が実施されることとなりました。

以下の①～④はキャリアアップデザインシートを活用した場合の「対話に基づく受講奨励」の手順（例）です。こちらを参考に、各校の実態に合わせて、本研修計画を活用しながら「対話に基づく受講奨励」を行い、所属職員の資質向上に努めてください。

【キャリアアップデザインシートを活用した「対話に基づく受講奨励」の手順例】

- ① 事前に、所属職員に川越市教職員キャリアアップデザインシートに記入してもらいます。
- ② 当初面談及び達成状況面談等の機会を活用して所属職員に「対話に基づく受講奨励」を行います。
- ③ 当初面談等では、過去の研修履歴や「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」等を参考・目安として対話する中で、研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行います。
- ④ 達成状況面談等では、研修への参加状況等を踏まえ、対象教員が自らを振り返り、今後の課題などについての話し合いや資質向上のための指導助言を行います。

【管理職が教職員に「対話に基づく受講奨励」を行うことで、各教職員が必要な学びを主体的に行い、資質を向上させていくイメージ】



各校の実態に合わせて
ご活用ください。

川越市教職員キャリアアップデザインシート

これは、教職員としての資質向上を図るために用意したシートです。本シートを活用し、管理職との対話をとおして、自身の資質向上に主体的に取り組んでいきましょう。

(本シートで記入するのは、表の網掛け部分のみです)

- ① 年度当初に、以下のA~Eの項目について、「研修前 自己診断」の欄に自身の所属しているステージを記入し(1~4の数字)、「特に力を入れたい項目」の欄に○を記入しましょう(複数可)。

※ どのステージに所属しているかは、「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を参考に、自己評価で行います。

大項目	小項目	研修前 自己診断	特に力を 入れたい項目
A 学校運営	学校組織マネジメント		
	学校安全		
	外部連携		
B 学習指導	指導計画・カリキュラムマネジメント		
	「主体的・対話的で深い学び」の実現		
	学習評価・授業改善		
C 生徒指導	学級経営		
	教育相談		
	生徒等の問題行動への対応		
	キャリア教育		
D 特別な配慮を必要とする生徒等への対応	多様なニーズへの対応		
E ICTや情報・教育データの利活用	ICT活用		

② 経験年数、校務分掌等により、今年度受講することになっている研修を確認しましょう。また、自主的に受講する研修(川越市や埼玉県が主催する研修、大学・研究団体・民間企業が実施する講習会等)がある場合は整理しておきましょう(目安:当初面談前)。

③ 「①」「②」の内容及び管理職との対話の内容を踏まえ、今年度、教員としての資質能力の向上を図るために重点的に取り組みたいことをまとめましょう(目安:当初面談後)。

④ 研修及び実践後、今年度の反省(成果、課題等)を整理しておきましょう。また管理職との対話後に、今年度の反省を改めてまとめましょう(必要に応じて次年度への展望等も記入)。

(目安:達成状況面談前後)

【自己評価シートの記載事項との関連】

○を記入	教育活動等の経験を補強するため、他の教職員から積極的に学ぼうとしている	チームで協力して教育活動等の経験の蓄積を取り組んでいる	教育活動等の経験を広めることのため、助言を行っている
	直接担当する業務以外でも、気付いたことがあれば積極的に行動している	管理職や他の教職員、保護者等と協力・協働し、チームワークづくりを推進している	広い視野から教組状況等を分析し、を考えて行動している
研修	(目標・計画) 「③」で考えた内容など		(成果・課題) 「④」で考えた内容など

各校の実態に合わせて
ご活用ください。

川越市教職員キャリアアップデザインシート(栄養教諭等用)

これは、教職員としての資質向上を図るために用意したシートです。本シートを活用し、管理職との対話をとおして、自身の資質向上に主体的に取り組んでいきましょう。

(本シートで記入するのは、表の網掛け部分のみです)

- ① 年度当初に、以下のA~Eの項目について、「研修前 自己診断」の欄に自身の所属しているステージを記入し(1~4の数字)、「特に力を入れたい項目」の欄に○を記入しましょう(複数可)。

※ どのステージに所属しているかは、「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を参考に、自己評価で行います。

大項目	小項目	研修前 自己診断	特に力を 入れたい項目
A 学校運営	学校組織マネジメント		
	学校安全		
	外部連携		
B 専門性を生かした職務	教科等における食に関する指導		
	給食の時間における食に関する指導		
	個別的な相談指導		
	栄養管理		
	衛生管理		
C 生徒指導	教育相談		
	生徒等の問題行動への対応		
	キャリア教育		
D 特別な配慮を必要とする生徒等への対応	多様なニーズへの対応		
E ICTや情報・教育データの利活用	ICT活用		

- ② 経験年数、校務分掌等により、今年度受講することになっている研修を確認しましょう。また、自主的に受講する研修(川越市や埼玉県が主催する研修、大学・研究団体・民間企業が実施する講習会等)がある場合は整理しておきましょう(目安:当初面談前)。

- ③ 「①」「②」の内容及び管理職との対話の内容を踏まえ、今年度、教員としての資質能力の向上を図るために重点的に取り組みたいことをまとめましょう(目安:当初面談後)。

- ④ 研修及び実践後、今年度の反省(成果、課題等)を整理しておきましょう。また管理職との対話後に、今年度の反省を改めてまとめましょう(必要に応じて次年度への展望等も記入)。
(目安:達成状況面談前後)

【自己評価シートの記載事項との関連】			
○を記入	教育活動等の結果を相手にするため、他の教職員から積極的に学ぼうとしている 直接担当する業務以外でも、気付いたことがあれば直面的行動している	チームで協力して教育活動を推進している 管理職や他の教職員、保護者等と協力・協働し、チームワークづくりを推進している	成績から判断状況等を分析し、考えて行動している
研修	(目標・計画) 「③」で考えた内容など	(成果・課題) 「④」で考えた内容など	※ ※ ※ ※

各校の実態に合わせて
ご活用ください。

川越市教職員キャリアアップデザインシート(養護教諭用)

これは、教職員としての資質向上を図るために用意したシートです。本シートを活用し、管理職との対話をとおして、自身の資質向上に主体的に取り組んでいきましょう。

(本シートで記入するのは、表の網掛け部分のみです)

- ① 年度当初に、以下のA~Eの項目について、「研修前 自己診断」の欄に自身の所属しているステージを記入し(1~4の数字)、「特に力を入れたい項目」の欄に○を記入しましょう(複数可)。

※ どのステージに所属しているかは、「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を参考に、自己評価で行います。

大項目	小項目	研修前 自己診断	特に力を 入れたい項目
A 学校運営	学校組織マネジメント		
	学校安全		
	外部連携		
B 専門性を生かした職務	保健管理		
	保健教育		
	健康相談・保健指導		
	保健組織活動		
	保健室経営		
	学校保健活動に関する連携・調整		
C 生徒指導	教育相談		
	生徒等の問題行動への対応		
	キャリア教育		
D 特別な配慮を必要とする 生徒等への対応	多様なニーズへの対応		
E ICTや情報・教育 データの利活用	ICT活用		

- ② 経験年数、校務分掌等により、今年度受講することになっている研修を確認しましょう。また、自主的に受講する研修(川越市や埼玉県が主催する研修、大学・研究団体・民間企業が実施する講習会等)がある場合は整理しておきましょう(目安:当初面談前)。

- ③ 「①」「②」の内容及び管理職との対話の内容を踏まえ、今年度、教員としての資質能力の向上を図るために重点的に取り組みたいことをまとめましょう(目安:当初面談後)。

- ④ 研修及び実践後、今年度の反省(成果、課題等)を整理しておきましょう。また管理職との対話後に、今年度の反省を改めてまとめましょう(必要に応じて次年度への展望等も記入)。
(目安:達成状況面談前後)

【自己評価シートの記載事項との関連】			
○を 記入	教育活動等の油断無く相手とするため、他の教職員から信頼的に学ぼうとしている 直接担当する業務以外でも、気付いたことがあれば直率的行動している	チームで協力して教育活動を推進している 管理職や他の教職員、保護者等と協力・協働し、チームワークづくりを推進している	成績から判断状況等を分析し、考えて行動している
研 修	(目標・計画) 「③」で考えた内容など	(成果・課題) 「④」で考えた内容など	※ ※ ※ ※

協議事項(2)

英語指導助手の配置拡充について

(教育センター)

英語指導助手の配置拡充について 学校教育部 教育センター

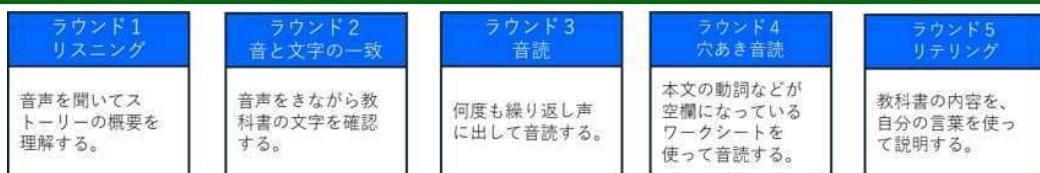
1 英語教育を充実させる必要性

- 国の第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)
基本方針「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」
→日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、外国語教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要性について明示。
- 第4期埼玉県教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)
施策3「伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進」
→主な取組として「グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進」「世界で活躍できる人材の育成」「英語をはじめとした外国語教育の充実」等が掲げられ、児童生徒の外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成していく必要性について明示。
- 学習指導要領(小学校令和2年度・中学校令和3年度全面実施)
 - ・グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている、と明示。
 - ・「話すこと」の領域が、「発表」と「やり取り」に分かれ、即興性を意識した言語活動の充実を重視。
- 第3次川越市教育振興基本計画
→施策1「確かな学力の育成」施策の柱3「グローバル化に対応する教育の推進」において、「英語指導助手の配置事業の充実」「小学校・中学校英語教育の充実」を図る取組を推進

2 英語指導助手の授業参画の効果

- 児童生徒が英語に触れる機会を充実させ、授業を実際のコミュニケーションの場面とすることがより可能になる。
- 文部科学省が実施した令和6年度「英語教育実施状況調査」の結果では、英語指導助手が授業に参画する時数割合が高いほど、生徒の英語による言語活動が活性化され、教師の英語使用の頻度も高くなり、生徒の英語力にも影響を与えることが明らかになっている。

3 5ラウンドシステムと英語指導指導助手の相乗効果



本市では、英語教育を目指す児童生徒の姿「英語で自分の思いや気持ちを主体的に伝えることができる児童生徒」を実現させるため、令和7年度より、まずは中学校モデル校の4校において「5ラウンドシステム」を導入している。令和8年度には研究協力校4校が加わり、令和9年度に中学校全校で実施する予定である。

「5ラウンドシステム」は、これまでの指導法と比べ、生徒が生きた英語を聞いたり英語を使ったコミュニケーションを図ったりする機会がかなり多くなるため、英語指導助手が授業に参画することで、その教育効果は非常に大きくなると言える。

4 本市の英語指導助手配置の状況について

- 直接雇用
- JET 英語指導助手→The Japan Exchange and Teaching Programme (語学指導等を行う外国青年招致事業)に基づいて招致された英語指導助手
 - KET 英語指導助手→The Kawagoe Exchange and Teaching Program (川越市姉妹都市交流事業)に基づいて招致された英語指導助手
 - 現地英語指導助手→川越市内在住の外国人から教育委員会が採用した英語指導助手
 - 派遣英語指導助手→業者と派遣契約を結び、業者から派遣された英語指導助手

【英語指導助手の人数】

年度	JET	KET	現地	派遣	計
H29	0	2	5	17	24
H30	6	2	5	17	30
R1	6	2	5	17	30
R2	6	2	5	17	30
R3	9	2	3	17	31
R4～	10	2	2	17	31

【直接雇用英語指導助手と派遣英語指導助手の特性】

	直接雇用英語指導助手	派遣英語指導助手
利点	<ul style="list-style-type: none"> ○年間を通じて学校に配置することも可能である。 ○市の会計年度任用職員となるので、市の事業への参画も可能である。 ○JETとKETは1名につき482万円の地方財政措置がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援や研修を自治体側でする必要がない。 ○英語指導助手に求めるものを契約内容に入れられ、業者で直接、英語指導助手を育成しているので、質が担保されている。 ○英語指導助手が体調不良等で急遽欠勤になったときも、代理の派遣、振替ができる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援を含めた受入体制を市が整える必要がある。 ○学校を休んだときは、代員が出ないので、授業に影響が出る。 ○語学指導の資格等を持っているわけではないので、市が英語指導助手の育成を担う必要がある。 ○JET、KETが急に辞めてしまった場合、すぐに代替が来るわけではないので、欠員が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間160日のみしか配置できないので、授業日全てに対応できない。 ○補助金等がなく、委託料全てが市の持ち出しとなる。

小学校段階から英語や外国人と慣れ親しむことで、英語に対するモチベーションが高まったり、異文化への興味や理解が深またりすることから、小学校に重点的に英語指導助手を配置している。小学校においては、年間の外国語活動・外国語科の授業の約8割の授業に英語指導助手が参画しているが、中学校においては3割に満たない状況である。

	英語指導助手 ・人数	英語指導助手が授業に参画する割合(%)	
		小学校	中学校
R2	31	68	22.6
R3	31	75	16.6
R4	31	74.3	20.4
R5	31	80	18.1
R6	31	76.9	20.9

小学校は、外国語の授業が5回あつたら4回は英語指導助手がいるが、中学校は、外国語の授業が5回あつたら、たった1回しか英語指導助手がない！



5 英語指導助手の配置拡充について

直接雇用英語指導助手と派遣英語指導助手の特性を生かした配置拡充で、児童生徒の英語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する

○中学校には直接雇用英語指導助手を学校職員として全校に1名ずつ配置

- ・年間の外国語科授業時数が多い中学校には、配置日数の制限がない直接雇用英語指導助手を配置する。
- ・学校職員として配置することで、スピーチコンテストや英語検定の指導も日常的にできるようになるとともに、生徒の異文化理解や多文化共生の意識の醸成にもつながる。
- ・JET英語指導助手を8名増員し、JET18名、KET2名、現地2名の計22名を配置。

○小学校・高等学校・特別支援学校には派遣英語指導助手を配置

- ・日本語で打ち合わせができ、語学指導の研修を豊富に受けている派遣英語指導助手とのチームティーチングにより、英語が専門ではない教員でも質の高い授業を実現する。
- ・派遣英語指導助手7名増員し、23名の派遣で小学校32校を、1名の派遣で高等学校・特別支援学校に対応する。(90%の外国語活動・外国語科授業で英語指導助手が参画できる)